

REPORT 2025

# JAのご案内

Japan Agricultural Cooperatives

上川中央農業協同組合

# DISCLOSURE CONTENTS

## ごあいさつ

多くの皆様に当組合を幅広く知っていただくため、「2025ディスクロージャー誌」を発行・開示させていただきます。

本誌を通じてさらなるご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## I. JA上川中央の概要

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 1. 経営理念・経営方針    | 1ページ  |
| 2. 主要な業務の内容     | 2ページ  |
| 3. 経営の組織        | 9ページ  |
| 4. 社会的責任と地域貢献活動 | 12ページ |
| 5. リスク管理の状況     | 15ページ |
| 6. 自己資本の状況      | 18ページ |

## II. 業 績 等

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 1. 直近の事業年度における事業の概況 | 19ページ |
| 2. 最近5年間の主要な経営指標    | 22ページ |
| 3. 決算関係書類(2期分)      | 23ページ |

## III. 信用事業

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 1. 信用事業の考え方             | 42ページ |
| 2. 信用事業の状況              | 43ページ |
| 3. 貯金に関する指標             | 45ページ |
| 4. 貸出金等に関する指標           | 46ページ |
| 5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高 | 50ページ |
| 6. 有価証券に関する指標           | 51ページ |
| 7. 有価証券等の時価情報           | 52ページ |
| 8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額   | 54ページ |
| 9. 貸出金償却の額              | 54ページ |

## IV. その他の事業

|           |       |
|-----------|-------|
| 1. 営農指導事業 | 55ページ |
| 2. 共済事業   | 55ページ |
| 3. 販売事業   | 57ページ |
| 4. 利用加工事業 | 58ページ |
| 5. 購買事業   | 59ページ |

## V. 自己資本の充実の状況

|                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| 1. 自己資本の構成に関する事項                      | 60ページ |
| 2. 自己資本の充実度に関する事項                     | 62ページ |
| 3. 信用リスクに関する事項                        | 65ページ |
| 4. 信用リスク削減手法に関する事項                    | 69ページ |
| 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項    | 71ページ |
| 6. 証券化エクスポージャーに関する事項                  | 71ページ |
| 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項          | 71ページ |
| 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 | 72ページ |
| 9. 金利リスクに関する事項                        | 73ページ |

## VI. 役員等の報酬体系

|        |       |
|--------|-------|
| 1. 役員  | 75ページ |
| 2. 職員等 | 75ページ |
| 3. その他 | 75ページ |

## VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

|       |
|-------|
| 76ページ |
|-------|

## VIII. 沿革・歩み

|          |       |
|----------|-------|
| 1. 沿革・歩み | 77ページ |
| 2. トピックス | 78ページ |

## IX. 記載項目

|       |
|-------|
| 79ページ |
|-------|



## I. JA上川中央の概要

### 1. 経営理念・経営方針

#### ○経営理念

わたくしたちは協同組合組織として大地とともにいき、豊かさと安心を求め、組合員とお客様が共生し幸せになれる仕事に努めます。

注釈) 「組織」とは、経営体・生産者も意味する。

「大地」とは、自然・地域・施設・家畜なども意味する。

「いき」とは、①「生き」、②「活き」、③「進む」なども意味する。

「豊かさ」とは、健康・健全性も意味する。

#### ○事業方針(中期計画)

地域の経営資源(人・土地・資本)を最大限に活用し、事業運営にあたり、次の3つの基本方針を掲げ、足腰の強いJAづくりを進めます。

##### 1. 農業所得の増大

- ① 直接販売体制の強化
- ② 予約購買の拡大ほか
- ③ 貸出強化プランの実践

##### 2. 地域課題と向き合う活動

- ① 農業政策への対応
- ② 省力化・効率化農業の推進

##### 3. 持続可能なJA経営基盤の確立・強化

- ① JA経営資源の選択と集中
- ② 自己資本の造成
- ③ 賦保金・手数料の見直し
- ④ 農協改革の実践

#### ○第30回JA北海道大会決議の実践方策

第30回JA北海道大会決議事項に基づき、組合員との対話を行い、頂いたご意見・ご提案をもとに設定した「第6次中期経営3ヵ年計画」(以下、「中期計画」という。)の実践を通じて、「農業者の所得増大」に取り組んでまいります。

また、実践を支える持続可能なJA経営基盤を確立・強化することで、総合事業を基本としたJA運営に取り組んでまいります。なお、中期計画の取組みと成果について、対話等を通じて評価し、次の取組みにつなげることで、PDCAサイクルを回し、中期計画を着実に実践します。

##### 1. 農業取得の増大

- ① 買取販売の拡大による安定した農業取得の増大
- ② 生産資材の早期予約割引の実施による低コスト化の実現

##### 2. 組合員との対話と意思反映

食や農を応援し共に行動してくれる仲間として准組合員の声も聴き、正・准組合員が一体となったJA運営を実現します。

また、准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、「農業者の所得増加」につながるよう取組みます。

## 2. 主要な業務の内容

### 事業のご案内

#### 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

#### ■貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

|      |           |                                                                                          |                |           |
|------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------|
| 普通貯金 |           | お手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。                   | 自由             | 1円以上      |
| 総合口座 |           | 普通貯金の機能に加えて、一つの通帳に定期貯金がセットできるのが特色で、定期貯金の残高の90%以内(最高300万円)で自動融資を受けられます。                   | 自由             | 1円以上      |
| 貯蓄貯金 |           | 普通貯金や総合口座のように自動受取・自動支払の機能はありませんが、残高に応じて金額階層の利率を適用します。また、キャッシュカードもご利用いただけます。              | 自由             | 1円以上      |
| 通知貯金 |           | まとまった資金の短期運用に有利です。                                                                       | 7日以上           | 5万円以上     |
| 定期貯金 | スーパー定期貯金  | 短期運用から長期運用まで目的に応じて自由に選べます。預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りで、預入期間が3年以上なら半年複利の運用でさらにお得です。            | 1か月以上<br>5年以内  | 1円以上      |
|      | 期日指定定期貯金  | 1年複利で高利回り、据置期間経過後はご指定の日にお引き出しになります。また、元金の一部お引き出しもできます。                                   | 最長3年<br>(据置1年) | 1円以上      |
|      | 自由金利型定期貯金 | 大口資金の高利回り運用に最適です。                                                                        | 1か月以上<br>5年以内  | 1,000万円以上 |
|      | 変動金利型定期貯金 | お預け入れ日から半年ごとに、市場金利の動向に合わせて金利が変動する定期貯金で、金利環境の変化にすばやく対応することができます。預入期間が3年以上ですと半年複利でお得になります。 | 1年以上<br>3年以内   | 1円以上      |
| 定期積金 |           | 目標額にあわせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積立期間は6ヵ月以上5年以内の間で自由に選べますので、プランにそって無理なく目標が達成できます。           | 6か月以上<br>5年以内  | 1,000円以上  |

※商品・サービスご利用にあたっての留意事項

貯金商品やサービスにつきましては、ご契約上の規定・金利変動ルールなど、それぞれの商品やサービスの特色を店頭おたずねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。

## ■貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

| 種類               |      | 対象者                                               | 資金使途                                                                            | 融資金額                 | 融資期間                                      |
|------------------|------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------|
| 農<br>業<br>資<br>金 | 短期資金 | 貯金担保貸付                                            | 特に定めない                                                                          | 定期貯金残高・定期積金払込済金額の90% | 1年以内で担保貯金のうち最初に到来する満期日以内                  |
|                  |      | 共済担保貸付                                            |                                                                                 | 解約返戻金の80%            | 1年以内                                      |
|                  |      | 生産物担保貸付                                           |                                                                                 | 担保評価額の80%            | 1年以内                                      |
|                  |      | 制度資金つなぎ資金                                         | 制度資金における貸付実行までのつなぎ資金                                                            | 補助金、制度資金等の受入額の範囲内    | 1年以内で制度資金の貸付実行日まで                         |
|                  |      | 農業経営高度化促進事業資金                                     | 農業経営高度化促進事業に係る賦課金                                                               | 賦課金の範囲内              | 1年以内                                      |
|                  |      | JA営農応援ローン                                         | 運転資金                                                                            | 1億円以内で所要額以内          | 1年以内                                      |
|                  |      | I 型<br>正組合員で、JAの税務対応支援を受けており、直近3カ年の税務申告書類の提出ができる方 |                                                                                 |                      |                                           |
|                  |      | II 型<br>正組合員                                      |                                                                                 |                      |                                           |
| 農<br>業<br>資<br>金 | 長期資金 | JA農業経営サポートローン                                     | 正組合員で経営所得安定対策の申請者                                                               | 交付金相当額でJAに入金される範囲内   | 1年以内                                      |
|                  |      | 証書貸付金                                             | 正組合員                                                                            | 特に定めない               | 担保又は返済財源の範囲内                              |
|                  |      | JA農業経営ステップアップローン                                  | 正組合員<br>(正組合員が構成員となる団体を含む)                                                      | 事業費の範囲内              | 25年以内<br>(うち据置5年以内)                       |
|                  |      |                                                   |                                                                                 |                      |                                           |
|                  |      | JAフルスペックローン                                       | 農機具、ハウス、格納庫、発電・蓄電設備、残存期間15年以内の他金融機関の農機具ローンの借換                                   |                      | 15年以内(他金融機関の農機具ローンの借換資金の場合は、当初借入期間の残存期間内) |
|                  |      | 農業経営継続特別支援資金                                      | 生産資材価格の高騰や農畜産物価格の低迷など、著しい変動により農業経営に影響があった場合に必要とする営農資金<br>※借入目定が明確で、後ろ向き対策ではないこと | 必要とする営農資金の100%以内     | 5年以内<br>(うち据置1年以内)                        |
| 農<br>業<br>資<br>金 | 長期資金 | JA農業経営緊急支援資金                                      | 災害に伴う再生資金、復旧資金、緊急的な農業情勢変化による必要資金                                                | 1,000万円以内            | 5年以内                                      |

|      |      |                       |                                  |                                                                                                    |                                        |                                |
|------|------|-----------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------|
| 農業資金 | 長期資金 | JA畜産等経営資金             | 生産物の販売サイクルが1年を超える棚卸資産を有する正組合員    | ・繁殖牛導入などに必要な長期運転資金<br>・初生牛の育成や肥育に必要な運転資金<br>・その他農業経営に必要な運転資金                                       | 事業費の範囲内                                | 7年以内<br>(うち据置2年以内)             |
|      |      | JA再生可能エネルギー施設等資金      | 正組合員                             | 発電・蓄電設備の取得資金                                                                                       | 5,000万円以内                              | 原則10年以内。<br>ただし、対象事業に応じ最長20年以内 |
|      |      | JAエクステンジローン           |                                  | 他金融機関から借入している農業経営(事業資金)の借換に必要な資金                                                                   | 借換に必要な額                                | 15年以内で、かつ借換資金の残償還期限内。          |
|      |      | JA新規就農応援資金            | 原則55歳未満で就農開始5年目までの新規就農者(正組合員に限る) | 農業経営に必要な<br>・設備資金(制度資金の補完資金)<br>・運転資金                                                              | 1,000万円以内                              | 最長17年以内。<br>(うち最長据置5年以内)       |
|      |      | JA農業後継者応援資金           | 正組合員                             | ・既往農業負債の借換<br>・借換に必要な費用                                                                            | 既往農業負債の借換に必要な額                         | 25年以内                          |
|      |      | JA中核農業者応援資金           |                                  |                                                                                                    |                                        | 25年以内<br>(うち据置3年以内)            |
|      |      | JA担い手経営対策資金           |                                  | ・育苗施設の移設資金<br>・農業機械の再整備資金<br>・R22冷媒規制に伴う設備改修などの資金                                                  | 事業費の範囲内                                | 10年以内                          |
|      |      | 新営農資金                 |                                  |                                                                                                    |                                        |                                |
|      |      | 営農資金                  |                                  | 負債整理資金                                                                                             | 信用限度の範囲内                               | 10年以内<br>(うち据置3年以内)            |
|      |      | 営農振興資金                |                                  | 農業経営において組合員が必要とする資金                                                                                | 事業費の範囲内                                | 25年以内<br>(うち据置3年以内)            |
|      |      | 家畜導入資金                |                                  | 家畜の購入資金                                                                                            | 事業費の範囲内                                | 3年以内<br>(うち据置1年以内)             |
|      |      | 長期資金                  |                                  | 特に定めない                                                                                             | 事業費の範囲内                                | 15年以内<br>(うち据置3年以内)            |
|      |      | あいべつ農業チャレンジ資金【愛別地区のみ】 | ・農業者<br>・農業法人                    | ・土地改良事業<br>・農業用施設整備<br>・農機具購入<br>・家畜購入、育成<br>・加工、販売、観光の施設整備及び機材等の購入<br>・法人化に必要な資金<br>・愛別町長が特に認めたもの | (最高)<br>・個人<br>500万円<br>・法人<br>3,000万円 | (最高)<br>10年以内                  |
| 生活資金 | 短期資金 | 総合口座                  | 個人                               | 特に定めない                                                                                             | 貸越極度額の範囲内(最高300万円)                     | 期限を定めない                        |
|      |      | カードローン                | 特に定めない。                          | 生活に必要な一切の資金                                                                                        | (最高)<br>500万円以内                        | 1年<br>(自動更新)                   |
|      |      | 貯金担保貸付                |                                  | 特に定めない                                                                                             | 定期貯金残高・定期積金払込済金額の90%                   | 1年以内で担保貯金のうち最初に到来する満期日以内       |
|      |      | 共済担保貸付                | 住所及び勤務地が当JA地域内であること              |                                                                                                    | 解約返戻金の80%                              | 1年以内                           |
|      |      | JA住宅ローンつなぎ資金          | 組合員(正・准)                         | 住宅ローンにおける貸付実行までのつなぎ資金                                                                              | 住宅ローン貸付決定額の90%以内                       | 1年以内で住宅ローンの貸付実行日まで             |
|      |      | 証書貸付金                 | 組合員(正・准)                         | 特に定めない                                                                                             | 担保又は返済財源の範囲内                           | 1年以内                           |

|      |      |                     |           |                                                                                                                                                                            |                   |                     |
|------|------|---------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|---------------------|
| 生活資金 | 長期資金 | マイカーローン             | 特に定めない    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車やバイク、除雪機等の購入</li> <li>・車検や保険などの費用</li> <li>・運転免許証の取得</li> <li>・カー用品の購入費用</li> <li>・車庫の建設費用</li> <li>・他行から借入中の自動車ローンの借換</li> </ul> | (最高)<br>1,000万円以内 | (最長)<br>15年以内       |
|      |      | 自動車ローン              | 正組合員      | 自動車購入に必要な資金                                                                                                                                                                | 事業費の範囲内           | 10年以内               |
|      |      | 多目的ローン              | 特に定めない    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に必要な資金</li> <li>・2親等以内の医療、介護</li> </ul>                                                                                          | (最高)<br>500万円以内   | (最長)<br>10年以内       |
|      |      | フリーローン              |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に必要な資金</li> <li>・他行から借入中の借換資金</li> </ul>                                                                                         | (最高)<br>500万円以内   | (最長)<br>10年以内       |
|      |      | 教育ローン               |           | ご子弟の入学金、授業料等の学費、下宿代など                                                                                                                                                      | (最高)<br>1,000万円以内 | (最長)<br>16年6カ月以内    |
|      |      | 長期資金(生活)            | 組合員(正・准)  | 特に定めない                                                                                                                                                                     | 事業費の範囲内           | 15年以内<br>(うち据置3年以内) |
|      |      | 住宅ローン<br>(新築・購入、借換) | 組合員(正・准)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅(新築、中古)の購入</li> <li>・土地などの購入</li> <li>・他行から借入中の住宅資金の借換</li> </ul>                                                                | (最高)<br>1億円以内     | (最長)<br>50年以内       |
|      |      | 長期資金(住宅)            | 組合員(正・准)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅(新築、中古)の購入</li> <li>・住宅の増改築</li> <li>・土地などの購入</li> </ul>                                                                         | 2,000万円以内         | 25年以内               |
| その他  |      | リフォームローン            | 特に定めない    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の増改築、改装、補修</li> <li>・住宅関連設備などの設置</li> <li>・空き家解体</li> <li>・他行リフォームローンの借換</li> </ul>                                              | (最高)<br>1,500万円以内 | (最長)<br>20年以内       |
|      |      | 地方公共団体貸付金           | 地方公共団体    | 特に定めない                                                                                                                                                                     | 特に定めない            | 都度協議                |
|      |      | その他の非営利法人貸付         | その他の非営利法人 |                                                                                                                                                                            |                   |                     |

※ご利用にあたっては、貸付対象要件や保証会社などの審査などがございます。

※所定の出資金が必要な場合がございます。

## ■為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

## ■サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

| 分類        |                    | 項目       | 自店宛(店内) | 本・支所宛 | 系統宛 | 他行宛 |
|-----------|--------------------|----------|---------|-------|-----|-----|
| 振込<br>手数料 | 窓口利用               | 3万円未満    | 110     | 110   | 220 | 660 |
|           |                    | 3万円以上    | 330     | 330   | 440 | 880 |
|           |                    | 口座振替依頼書  | 110     | —     | —   | —   |
|           |                    | 〃 (2件以上) | 110     | —     | —   | —   |
|           | ATM利用              | 3万円未満    | 55      | 110   | 110 | 330 |
|           |                    | 3万円以上    | 165     | 220   | 220 | 440 |
|           | インターネット<br>バンキング利用 | 3万円未満    | 55      | 110   | 110 | 330 |
|           |                    | 3万円以上    | 165     | 220   | 220 | 440 |



| 分類                  | 項目    | 自店宛(店内) | 本・支所宛 | 系統宛 | 他行宛 |
|---------------------|-------|---------|-------|-----|-----|
| 代金取立手数料<br>(1通につき)  | 普通扱い  | —       | 440   | 440 | 660 |
|                     | 至急扱い  | —       | 440   | 440 | 880 |
| 送金・振込組戻料<br>(1通につき) | 3万円未満 | —       | 110   | 220 | 660 |
|                     | 3万円以上 | —       | 330   | 440 | 880 |
| 振込訂正手数料             | 1通につき | —       | 110   | 220 | 660 |
| 取立手形組戻料             | 1通につき | —       | —     | 220 | 660 |
| 不渡手形返却料             | 1通につき | —       | —     | 220 | 660 |
| 取立手形店頭呈示料           | 1通につき | —       | —     | 220 | 660 |

| 分類                | 内訳                    |    | 内容           | 手数料    |
|-------------------|-----------------------|----|--------------|--------|
| 再発行手数料            | 各種通帳                  |    | 1冊につき        | 1,100  |
|                   | 各種証書                  |    | 1枚につき        | 1,100  |
|                   | ICキャッシュカード            |    | 1枚につき        | 1,100  |
|                   | 一体型カード                |    | 1枚につき        | 1,100  |
|                   | ローンカード                |    | 1枚につき        | 1,100  |
|                   | 小切手                   |    | 1冊(50枚)につき   | 660    |
|                   |                       |    |              |        |
| 証明書発行手数料          | 残高証明書                 |    | 1枚につき        | 330    |
|                   | 融資証明書                 |    | 1枚につき        | 330    |
|                   | 取引履歴明細表               |    | 1枚～20枚       | 330    |
|                   |                       |    | 以後10枚毎に      | 110    |
| 繰上償還手数料           | 住宅ローン                 | 一部 | 1回につき        | 3,300  |
|                   |                       | 全額 | —            | 33,000 |
|                   | 住宅ローン以外               | 一部 | 1回につき        | 3,300  |
|                   |                       | 全額 | —            | 5,500  |
| 住宅ローン実行手数料        | 住宅ローン貸付時              |    | —            | 27,500 |
| 両替手数料             | 持参、又は希望金種の合計枚数        |    | ～20枚         | 0      |
|                   |                       |    | 21～100枚      | 110    |
|                   |                       |    | 101～1,000枚   | 330    |
|                   |                       |    | 1,001～2,000枚 | 550    |
|                   |                       |    | 以後1,000枚ごとに  | 220    |
|                   |                       |    |              |        |
| 現金精査手数料           | 持参した合計枚数<br>(当日1回に限る) |    | 1～500枚       | 0      |
|                   |                       |    | 501～1,000枚   | 440    |
|                   |                       |    | 1,001～2,000枚 | 880    |
|                   |                       |    | 以後1,000枚ごとに  | 440    |
| 未利用口座管理手数料(6/3から) | 1万円未満で2年以上ご利用のない口座    |    | 1年間          | 1,320  |

## 共済事業



JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

| 種類 |     |                                   | 内容と特徴                                                                                                                                                                                       |
|----|-----|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひと | 万が一 | 終身共済<br>【一生にわたって備えられる万が一保障】       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●一生にわたって万が一の保障を確保できます。</li> <li>●死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。</li> <li>●所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきます。</li> </ul>            |
|    |     | 養老生命共済<br>【貯蓄しながら備えられる万が一保障】      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●貯蓄しながら備えられる万が一の保障です。</li> <li>●死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。</li> <li>●所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきます。</li> </ul>             |
|    |     | 定期生命共済<br>【お手頃な共済掛金で万が一保障をしっかり準備】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●お手頃な共済掛金で、ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。</li> <li>●死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。</li> <li>●所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきます。</li> </ul> |

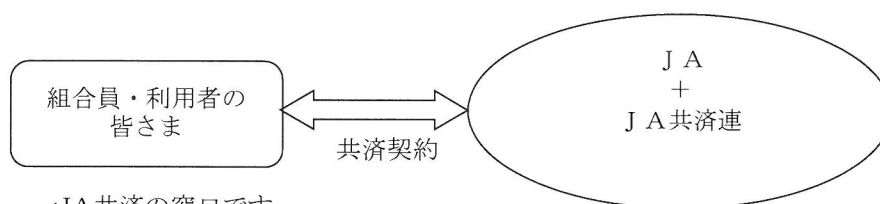
|       |             |                                                               |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|-------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひと    | 万が一         | 引受緩和型終身共済<br>【健康に不安のある方もご加入しやすい万 ー 保障】                        |                                                | ●通院中の方、病歴がある方も <b>簡単な告知</b> でお申込みいただけます。<br>● <b>一生</b> にわたって、お亡くなりになられた時の保障が確保できます。<br>● <b>80歳まで</b> ご加入いただけます。                                                                                                                                                                           |
|       |             | 一時払終身共済<br>【まとまった資金で一生の万 ー 保障】                                |                                                | ● <b>一生</b> にわたってお亡くなりになられたときの保障が確保できます。<br>●死亡共済金を <b>相続対策</b> にご活用いただけます。<br>●医師による診査は必要なく、 <b>簡単な告知</b> でお申込みいただけます。                                                                                                                                                                     |
|       |             | 生存給付特約付一時払終身共済<br>【一生の万 ー 保障に生前贈与の機能をプラス】                     |                                                | ●生存給付金を <b>生前贈与</b> としてご活用いただけます。<br>●死亡共済金を <b>相続対策</b> にご活用いただけます。<br>●医師による診査は必要なく、 <b>簡単な告知</b> でお申込みいただけます。                                                                                                                                                                            |
|       | 病 気         | 医療共済 メディフル<br>【日帰り入院からまとまった一時金を受け取れる充実の医療保障】                  |                                                | ●日帰り入院からまとまった <b>一時金</b> が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。<br>●一生保障や先進医療保障など、 <b>ライフプラン</b> に合わせて <b>自由に設計</b> できます。<br>●健康を維持した場合に <b>健康祝金</b> が受け取れます。                                                                                                                        |
|       |             | 引受緩和型医療共済<br>【健康に不安のある方もご加入しやすい一生の医療保障】                       |                                                | ●通院中の方、病歴がある方も <b>簡単な告知</b> でお申込みいただけます。<br>●日帰り入院から、手術、放射線治療を <b>一生保障</b> します。<br>● <b>持病(既往症)の悪化、再発</b> もしっかり保障します。<br>●全額自己負担となる <b>先進医療の技術料</b> を保障します。                                                                                                                                 |
|       |             | がん共済<br>【生きるを応援する充実のがん保障】                                     |                                                | ●上皮内がんを含むさまざまな <b>“がん”</b> や <b>脳腫瘍</b> に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、 <b>抗がん剤治療</b> や <b>ホルモン剤治療</b> 、 <b>がん性疼痛等の緩和のための在宅医療</b> も保障します。<br>●通算の支払限度なく、 <b>所定の治療を受けた月ごと</b> に共済金を受け取れます。<br>● <b>まとまった一時金</b> が受け取れる <b>診断保障</b> や、 <b>がん診断後の共済掛金の払込みを免除する保障</b> など、ご意向にあわせて保障内容を <b>自由に設計</b> できます。 |
|       |             | 生活障害共済 働くわたしのささエール<br>【働けなくなるリスクに備えられる安心の保障】                  |                                                | ●公的な制度である <b>身体障害者手帳制度と連動</b> したわかりやすい保障です。<br>●身体障害状態を <b>幅広く保障</b> します。原因が病気がケガかを問わず保障します。<br>●一時的な支出に備えられる「一時金型」、収入の減少や支出の増加に備えられる「定期年金型」の <b>プラン</b> を選べます。                                                                                                                             |
|       |             | 特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール<br>【身近な生活習慣病のリスクに備える保障】                 |                                                | ●三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで <b>幅広く保障</b> します。<br>●4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、 <b>最大で4回共済金お支払い</b> します。<br>● <b>継続的な治療による様々な経済的負担</b> に備えられるよう、 <b>まとまった一時金</b> で受け取れます。                                                                               |
|       | 老 後         | 認知症共済<br>【一生にわたって備えられる認知症の保障】                                 |                                                | ● <b>認知症</b> はもちろん、認知症の前段階の <b>軽度認知障害(MCI)</b> まで幅広く保障します。<br>●認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする <b>各種サービス</b> がご利用いただけます。<br>● <b>簡単な告知</b> でご加入いただけます。                                                                                                                                       |
|       |             | 介護共済<br>【一生にわたって備えられる介護保障】                                    |                                                | ● <b>一生にわたる介護保障</b> で不安の高まる高齢者も安心です。<br>●介護共済金(一時金)は <b>ご自宅の改修などの初期費用</b> に役立てられます。<br>● <b>公的介護保険制度に連動</b> したわかりやすい保障です。                                                                                                                                                                   |
|       |             | 一時払介護共済<br>【まとまった資金で一生にわたって備えられる介護保障】                         |                                                | ● <b>一生にわたる介護保障</b> で不安の高まる高齢期も安心です。<br>● <b>公的介護保険制度に連動</b> したわかりやすい保障です。<br>● <b>死亡給付金</b> は死亡共済金等の非課税枠を適用できます。                                                                                                                                                                           |
|       |             | 予定利率変動型年金共済 ライフロード<br>【自分で準備する将来の年金保障】                        |                                                | ●毎年(毎月)の共済掛金で老後の <b>生活資金が積立感覚</b> で準備できます。また、 <b>年金額の増加</b> が期待でき、一度増加した年金額は減りません。<br>● <b>個人年金保険料控除</b> が受けられます。<br>●医師による診査は必要なく、 <b>簡単な告知</b> でお申込みいただけます。<br>●加入年齢・払込終了年齢・年金支払開始年齢に応じた <b>柔軟な保障設計</b> ができます。                                                                            |
|       | お 子 様 の 将 来 | こども共済<br>【お子さま・お孫さまの教育資金の備えとカ ー 保障】                           | 学資応援隊<br>【学資金を効率的に準備したい方】                      | ●学資金のお受取りは、 <b>進学時期に合わせた中学・高校・大学プラン</b> からお選びいただけます。<br>● <b>高い貯蓄性と保障</b> がバランスよく備わっていて、 <b>効率的</b> に資金準備できます。<br>●ご契約者(親族)が <b>もしものとき、その後の共済掛金</b> はいただきません。<br>●お子さま・お孫さまのために <b>75歳までご契約</b> いただけます。                                                                                     |
|       |             |                                                               | にじ<br>【入学の時期にあわせて入学祝金を受け取りたい方】                 | ●ご入学(園)の時期に <b>入学祝金</b> が、 <b>満期のときは満期共済金</b> がお受取りになります。<br>●お子さま・お孫さまが <b>万 ー のとき</b> には、 <b>手厚い一時金</b> をお支払いします。<br>●ご契約者(親族)が <b>もしものとき、その後の共済掛金</b> はいただきません。                                                                                                                          |
|       |             |                                                               | えがお<br>【入学の時期にあわせて入学祝金を受け取り、お子さまの保障をより手厚くしたい方】 | ●ご入学(園)の時期に <b>入学祝金</b> が、 <b>満期のときは満期共済金</b> がお受取りになります。<br>●お子さま・お孫さまの <b>成長に合わせて、万 ー のときの保障</b> が <b>手厚く</b> なります。<br>●ご契約者(親族)が <b>もしものとき、その後の共済掛金</b> はいただきません。                                                                                                                        |
| い え   | ー           | 建物更生共済(むてきプラス・My家財プラス)<br>【火災はもちろん地震などの自然災害にも備えられる建物や家財などの保障】 |                                                | ●火災や盗難等の事故はもちろん、台風や地震等の <b>自然災害による損害も保障</b> します。<br>●掛け捨てではありません。保障期間満了時に <b>満期共済金をお支払い</b> します。<br>●ご契約の建物や家財で発生した火災や自然災害によって、ケガや死亡されたりしたときには、 <b>傷害共済金</b> をお支払いします。<br>●火災や自然災害にあわれたときに発生する残存物のとり片づけに必要な費用や消火にかかった費用のほか、当面の生活に必要な <b>費用等</b> をお支払いします。                                   |
|       |             | 火災共済<br>【火災や落雷などの災害に備えられる住まいや家財の保障】                           |                                                | ●住まいと家財の損害を幅広く保障します(建物更生共済と保障内容が異なります)。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| く る ま | ー           | 自動車共済 クルママスター<br>【お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備える】               |                                                | ●必要な保障をムダなく揃えた自動車共済です。<br>●JAの自賠責共済とセットでご加入されると割引を受けることができます。                                                                                                                                                                                                                               |
|       |             | JAの自賠責共済                                                      |                                                | ●万 ー 、自動車事故で他人を死傷させてしまったときなどに備え、JAの自動車共済とあわせてご加入ください。なお、自動車共済とセットでご加入されると割引を受けることができます。                                                                                                                                                                                                     |

|    |   |                                                  |                                                                                                                                                                                                                       |
|----|---|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日常 | — | <b>傷害共済</b><br>【日常のさまざまな災害による死亡やケガを保障】           | ●スピーディーに共済金をお支払いいたします。<br>●10名様以上のご契約は共済掛金がお得になります。<br>●手続きが簡単で、診査は不要です。<br>【傷害共済の種類】<br>①. 普通傷害共済      ④. 就業中傷害共済      ⑦. 学校管理下外傷害共済<br>②. 農作業中傷害共済      ⑤. 交通事故傷害共済      ⑧. 臨時作業傷害共済<br>③. 特定農機具傷害共済      ⑥. 旅行傷害共済 |
|    |   | <b>イベント共済</b><br>【イベント開催時の万一の事故などに対するプラン】        | ●この共済はイベント傷害共済とイベント賠償責任共済からなっています。セット又はそれぞれ単独でご加入いただけます。<br>●ご加入には一定の制限がありますので、詳細はJAまでお問合せください。                                                                                                                       |
|    |   | <b>賠償責任共済</b><br>【日常生活のさまざまなリスクにしっかり対応】          | ●日本国内で発生した日常の様々なリスクに対応した共済です。                                                                                                                                                                                         |
| 農業 | — | <b>農業者賠償責任共済</b><br>【農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障】 | ●農業に関する <b>幅広い賠償責任</b> をカバーします。<br>●農地面積と支払限度額に基づく、 <b>わかりやすい共済掛金</b> 設定です。<br>●自動継続のため、 <b>継続手続きが不要</b> です。                                                                                                          |

※この他に、ボランティア活動共済、団体定期生命共済などがございます。

#### ◇JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



JA : JA共済の窓口です。

JA共済連: JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

## 営農指導事業

### ■.....

営農指導事業は、JA事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく4つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全てJAの収益によってまかなわれます。

営農指導事業活動は、直接的にはJAに経済的利益をもたらしません、他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うと共に、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

## 経済事業

### ■.....

〔農業関連事業〕

#### ◇販売事業

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、JAが組合員に代わり一元集荷を行い、共同で多元販売を行う事業です。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めると共に、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた精算を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めております。

〔購買事業〕

購買事業は、肥料や農薬などの生産資材の供給、農業機械や車両の供給と修理、灯油や軽油などの燃料油脂の供給、Aコープとして親しまれる生活物資の供給が主なる事業です。

「購買事業」の原点は単に「物売る」ことではなく、組合員の必要な物資を共同で購入して安定的に供給することにより、コスト低減や仕入条件の優位性確保の面から「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており、これはJA購買事業の特色でもあります。

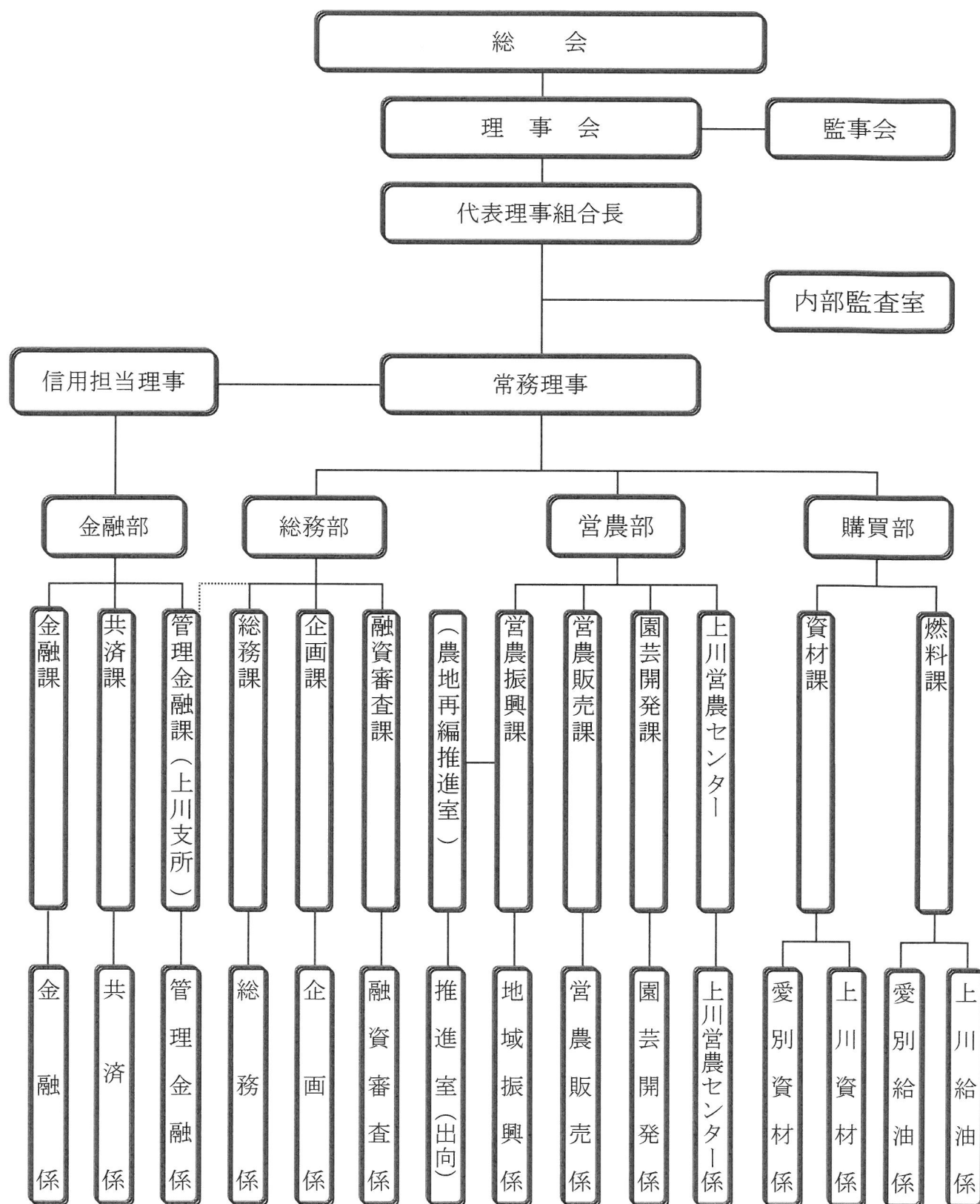
〔生産施設事業〕

生産者が生産から出荷まで全てを個人完結型で行うのではなく、人手を要する作業や規格品質の統一化や均質化により商品としての付加価値が高まるものについて、JAの協同利用施設を利用して集荷・選別調整を行い販売しております。

JA上川中央の生産施設は、お米の色彩選別施設、大根・きゅうり・アスパラガスなどの共同選果施設があります。

### 3. 経営の組織

#### ① 組織機構図（令和7年4月1日現在）



## ② 組合員数

|           | R5年度末 | R6年度末 | 増 減 |
|-----------|-------|-------|-----|
| 正 組 合 員 数 | 336   | 327   | 9   |
| 個 人       | 302   | 295   | 7   |
| 法 人       | 34    | 32    | 2   |
| 准 組 合 員 数 | 1,777 | 1,713 | 64  |
| 個 人       | 1,721 | 1,660 | 61  |
| 法 人       | 56    | 53    | 3   |
| 合 計       | 2,113 | 2,040 | 73  |

## ③ 組合員組織の状況

(令和7年1月末現在)

| 組 織 名                         | 代 表 者 名   | 構 成 員 数 |
|-------------------------------|-----------|---------|
| 農 協 青 年 部                     | 高 井 啓     | 54名     |
| 農 協 女 性 部                     | 藤 村 仁 美   | 25名     |
|                               | 石 山 小百合   | 29名     |
| 農 協 フ レ ッ シ ュ ミ ズ             | 渡 辺 志穂子   | 16名     |
| 愛 別 町 米 麦 生 産 振 興 協 議 会       | 鉛 口 裕 二   | 62名     |
| 上 川 町 も ち 米 生 産 団 地 組 合       | 溝 口 和 久   | 16名     |
| 愛 別 町 そ 菜 振 興 協 議 会           | 渡 辺 智 弘   | 24名     |
| 上 川 町 畑 作 園 芸 振 興 会           | 舟 橋 智 和   | 31名     |
| 愛 別 きのこ振興会                    | 野 口 俊之介   | 4名      |
| 上 川 中 央 農 協 畜 産 振 興 会         | 五 木 田 威 義 | 11名     |
| 上 川 町 大 豆 部 会                 | 藤 田 直 人   | 4名      |
| 上 川 町 そ ば 部 会                 | 石 山 浩 幸   | 22名     |
| 上 川 町 ト マ ト ・ ミ ニ ト マ ト 部 会   | 舟 橋 智 和   | 7名      |
| 愛 別 町 農 業 用 機 械 利 用 組 合 連 合 会 | 林 信 幸     | 7団体     |
| 愛 別 町 農 業 青 色 申 告 会           | 水 谷 雅 仁   | 61名     |

当JAの組合員組織を記載しています。

## ④ 地区一覧

愛別町 一円  
上川町 一円

## ⑤ 理事及び監事の氏名及び役職名

### ■ 役員一覧

(令和7年4月現在)

| 役 員     | 氏 名     | 役 員     | 氏 名       |
|---------|---------|---------|-----------|
| 代表理事組合長 | 大 村 正 利 | 理 事     | 遠 藤 初 美   |
| 常 務 理 事 | 福 島 慶 喜 | 理 事     | 藤 村 仁 美   |
| 理 事     | 松 岡 康 弘 | 理 事     | 高 橋 勝 彦   |
| 理 事     | 岩 城 一 憲 | 理 事     | 高 橋 峰 雄   |
| 理 事     | 青 木 光 晴 | 理 事     | 高 清 野 佳   |
| 理 事     | 昔 農 昌 人 | 理 事     | 藤 田 美 智 子 |
| 理 事     | 武 田 明 彦 | 監 事     |           |
|         |         | 代 表 監 事 |           |



⑦ 事務所の名称及び所在地

■ 店舗一覧

(令和7年1月現在)

|    | 店舗名        | 住所               | 電話番号          | CD/ATM設置台数 |
|----|------------|------------------|---------------|------------|
| 本所 | 事務所(兼金融店舗) | 上川郡愛別町字本町125番地   | (01658)6-5311 | 1台         |
|    | 生産資材愛別店    | 上川郡愛別町字本町154番地   | (01658)6-5314 |            |
|    | 愛別精米所      | 上川郡愛別町字南町37番地    | (01658)6-4348 |            |
|    | ホクレン愛別給油所  | 上川郡愛別町字南町510番地の3 | (01658)6-5336 |            |
| 支所 | 事務所(兼金融店舗) | 上川郡上川町北町189番地    | (01658)2-1111 | 1台         |
|    | 生産資材上川店    | 上川郡上川町新町147番地の1  | (01658)2-1338 |            |
|    | ホクレン上川給油所  | 上川郡上川町旭町25番地の22  | (01658)2-1459 |            |

(店舗外CD・ATM設置台数 台)

⑧ 特定信用事業代理業者及び共済代理店の状況

(令和7年1月現在)

| 区分             | 氏名又は名称<br>(商号) | 主たる事務所の所在地       | 代理業を営む営業所<br>又は事業所の所在地 |
|----------------|----------------|------------------|------------------------|
| 特定信用事業<br>代理業者 | 該当する事項なし       |                  |                        |
| 共済代理店          | 愛別モータース(株)     | 上川郡愛別町字南町2番地     | 上川郡愛別町字南町2番地           |
|                | 三愛自動車工業(株)     | 上川郡愛別町字南町418番地の4 | 上川郡愛別町字南町418番地の4       |
|                | 愛別自動車整備工業(株)   | 上川郡愛別町字本町139番地   | 上川郡愛別町字本町139番地         |
|                | 植山モータース(株)     | 上川郡上川町花園町        | 上川郡上川町花園町              |
|                | 梶沼商会(株)        | 上川郡上川町南町123番地    | 上川郡上川町南町123番地          |



#### 4. 社会的責任と地域貢献活動

| 開示項目例           | 開示内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ 全般に関する事項      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ■ 協同組織の特性       | <p>当組合は、愛別町、上川町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。</p> <p>当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。</p> <p>当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。</p> <p>当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。</p> <p>また、JAの総合事業をつうじて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。</p> |
| 組 合 員 数         | 2,040名(正組合員327名、准組合員1,713名)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 出 資 金           | 794百万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 1. 地域からの資金調達の状況 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ■ 貯金積金残高        | 18,331百万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ■ 貯金商品          | <p>○普通貯金</p> <p>○総合口座</p> <p>○貯蓄貯金</p> <p>○通知貯金</p> <p>○スーパー定期貯金</p> <p>○期日指定定期貯金</p> <p>○自由金利型定期貯金</p> <p>○変動金利型定期貯金</p> <p>○定期積金</p>                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 開示項目例          | 開示内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |      |       |        |       |     |    |     |       |      |       |         |       |     |       |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|--------|-------|-----|----|-----|-------|------|-------|---------|-------|-----|-------|
| 2. 地域への資金供給の状況 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |       |        |       |     |    |     |       |      |       |         |       |     |       |
| ■ 貸出金残高        | <p>○貸出先別 (単位;百万円)</p> <table> <tr> <td>組合員等</td><td>2,450</td></tr> <tr> <td>地方公共団体</td><td>1,137</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>27</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>3,615</td></tr> </table> <p>○使途別</p> <table> <tr> <td>運転資金</td><td>1,574</td></tr> <tr> <td>設備資金 ほか</td><td>2,041</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>3,615</td></tr> </table> | 組合員等 | 2,450 | 地方公共団体 | 1,137 | その他 | 27 | 合 計 | 3,615 | 運転資金 | 1,574 | 設備資金 ほか | 2,041 | 合 計 | 3,615 |
| 組合員等           | 2,450                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |       |        |       |     |    |     |       |      |       |         |       |     |       |
| 地方公共団体         | 1,137                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |       |        |       |     |    |     |       |      |       |         |       |     |       |
| その他            | 27                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |       |        |       |     |    |     |       |      |       |         |       |     |       |
| 合 計            | 3,615                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |       |        |       |     |    |     |       |      |       |         |       |     |       |
| 運転資金           | 1,574                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |       |        |       |     |    |     |       |      |       |         |       |     |       |
| 設備資金 ほか        | 2,041                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |       |        |       |     |    |     |       |      |       |         |       |     |       |
| 合 計            | 3,615                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |       |        |       |     |    |     |       |      |       |         |       |     |       |

■ 制度融資取扱状況

(単位;百万円)

| 資金名    |                       | 目的                                                                  | 期末残高 |
|--------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|------|
| 一般制度資金 | 農業近代化資金               | 意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な長期かつ低利の資金                                      | 117  |
|        | 畜産特別支援資金<br>(大家畜・養豚)  | 負債の償還が困難な大家畜・養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る  | 37   |
|        | 畜産経営維持緊急支援資金          |                                                                     | 33   |
|        | 農業経営負担軽減支援資金          | 経営環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者が、償還負担の軽減を図るのに必要な資金                   | 31   |
|        | 農林漁業施設資金<br>(スーパーW)   | 経営環境の変化に対応するために必要な資金                                                | 62   |
| 受託資金   | 農業経営基盤強化資金<br>(スーパーL) | 農業経営改善計画の達成に必要な長期かつ低利の資金                                            | 247  |
|        | 農林漁業セーフティネット資金        | 自然災害や社会的・経済的環境変化等により、農業経営の維持安定が困難な農業者が、一時的影響に緊急に対応するために必要な長期かつ低利な資金 | 210  |
|        | 経営体育成強化資金             | ・前向き投資資金<br>・償還負担軽減資金<br>・民事再生法等により事業の再生に必要な資金                      | 110  |
|        | 青年就農等支援資金             | 新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける資金               | 3    |
|        | その他                   | —                                                                   | 16   |

■ 融資商品

| 資金名             | 内容                                                    |
|-----------------|-------------------------------------------------------|
| 制度資金つなぎ資金       | 制度資金における貸付実行までのつなぎ資金                                  |
| 農業経営高度化促進事業資金   | 農業経営高度化促進事業に係る賦課金                                     |
| 農業 農業経営継続特別支援資金 | 生産資材価格の高騰や農畜産物価格の低迷など、著しい変動により農業経営に影響が生じた場合に必要とする営農資金 |
| 新営農資金           | ・育苗施設の移設資金<br>・農業機械の再整備資金<br>・R22冷媒規制に伴う設備改修等資金       |

|        |        |                       |                                             |
|--------|--------|-----------------------|---------------------------------------------|
| ■ 融資商品 | 農<br>業 | 営農資金                  | 負債整理資金                                      |
|        |        | 営農振興資金                | 農業経営において組合員が必要とする資金                         |
|        |        | 家畜導入資金                | 家畜の新規購入資金                                   |
|        |        | 長期資金                  | 特に定めなし                                      |
|        |        | あいべつ農業チャレンジ資金【愛別地区のみ】 | ・土地改良<br>・施設整備<br>・農業用機械の取得<br>・町長が必要と認めたもの |
|        | 生<br>活 | 長期資金(住宅)              | ・住宅(新築・中古)の購入<br>・増改築                       |
|        |        | 長期資金(生活)              | 特に定めなし                                      |
|        |        | 自動車ローン                | 自動車購入に必要な資金                                 |

| 開示項目例              | 開示内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 文化的・社会的貢献に関する事項 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ■ 文化的・社会的貢献        | <p>当JAでは地域貢献活動として以下の行事などに参加しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域行事への参加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛別夏まつり</li> </ul> </li> <li>○各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいべつきのこの里フェスティバル</li> <li>・愛別夏まつり</li> <li>・コープさっぽろ食べるたいせつフェスティバル</li> </ul> </li> <li>○年金相談会の開催</li> <li>○日本赤十字社の献血への積極的参加</li> </ul> |
| ■ 情報提供活動           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○組合員だより等のJA広報誌の発行</li> <li>○インターネットやFAX等を通じた、組合員等利用者への情報提供など</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ■ 店舗体制             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○本所<br/>住所 上川郡愛別町字本町125番地</li> <li>○支所<br/>住所 上川郡上川町北町189番地</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |

| 開示項目例                  | 開示内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. 地域貢献に関する事項(地域との繋がり) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ■ 農業振興活動               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心な農産物づくりへの取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポジティブリスト制度への対応</li> <li>・農業生産工程(GAP)への取組み推進</li> <li>・残留農薬検査の実施</li> <li>・栽培履歴の提出、確認、保管</li> </ul> </li> <li>○ファーマーズマーケットの開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝もぎ市場を開設</li> </ul> </li> <li>○農業祭の開催、地産地消・食育の取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員感謝祭(本所、支所)の開催</li> <li>・小学校での食育活動</li> </ul> </li> </ul> |

## 5. リスク管理の状況

### ■ リスク管理体制

#### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

独占禁止法・下請法に違反する行為又は違反する恐れのある行為は行いません。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

#### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### ⑥ 内部監査の体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、課題の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの全ての部署を対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長・理事会及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

### ■ 法令遵守の体制(コンプライアンスの取組みについて)

#### ○基本方針

当JAは昭和22年の創業以来「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げこの基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

#### ●運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- ・ 員外理事・監事の登用
- ・ 学経理事・監事の登用
- ・ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ・ 顧問弁護士との契約
- ・ 融資審査体制の整備
- ・ 内部審査室の設置
- ・ 法令専担者の配置
- ・ 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- ・ 役職員の法務研修派遣の実施
- ・ 法令等の内部勉強会の実施

## ■ 金融ADR制度への対応

### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話:(01658)6-5311(月～金 9時から17時))

### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### ・信用事業

札幌弁護士会(※札幌弁護士会紛争解決センター電話:011-251-7730)

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所)にお申し出ください。なお、札幌弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

#### ・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。  
①の窓口にお問い合わせください。



## 6. 自己資本の状況

### ① 自己資本比率の充実

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年1月末における自己資本比率は、17.77%となりました。

### ② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

#### ○ 普通出資による資本調達額

| 項目                  | 内容                |
|---------------------|-------------------|
| 発行主体                | 上川中央農業協同組合        |
| 資本調達手段の種類           | 普通出資              |
| コア資本にかかる基礎的項目に算入した額 | 801百万円(前年度800百万円) |

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

とりわけ、財務基盤強化のため、令和4年度より3か年計画で増資運動に取り組んでおり、令和6年度末の出資金額は、対前年度比10百万円減の7,94億円となっています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「V 自己資本の充実の状況」に記載しております。

## Ⅱ. 業 績 等

### 1. 直近の事業年度における事業の概況

#### (1) 全般的概要

農協や農業をとりまく情勢が大きく動いた2024年。主な出来事として「令和の米騒動」があり、要因としては2023年の猛暑による全国的な不作と物価高で値頃な米の需要が増えたことやインバウンド（訪日外国人）の急増、8月の南海トラフ地震臨時情報の発令による買いだめが影響しました。米価格の高騰をうけて、農林水産省は21万トンの備蓄米放出に踏み切ると発表しましたが昨今の物価高の中でも米価はなかなか上がらず、一方で肥料や燃料費は高騰して農家の経営を圧迫しており、今後米価が下がれば米農家の収入源につながりかねません。

また今年は、1999年の制定以来初の改正となった「農政の憲法」とされる食料・農業・農村基金法が改正されました。「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「農業の持続的発展」「農村振興」が新4本柱となり、今春に向け改正の理念を具体化した時期食料・農業・農村基本計画の議論が進んでいます。持続可能な北海道農業の確立に向けた契機になることを強く期待します。

昨年の作柄は、春先の天候不順により心配された天候も6月以降順調に回復し、各生産者の適切な栽培管理により水稻作況指数104と耕種部門は総じて農穰の出来秋を迎えることが出来ました。米価、野菜等の高値がありましたが、令和4年に大型量販へ販売をする部署として園芸開発課を立ち上げ、その実績が14億4千万円（前年比145%）と大きく進歩させることができ販売取扱金額は59億9千万円（前年比112.3%）と大きく前年比を上回り、各生産者のJAへの結集が反映された販売実績となりました。

水稻は様々な販売環境の要因がある中で、JAの出荷契約に対してうるち米107%、もち米123%とJAへの出荷にご理解を戴き、うるち米の値上がりも相場効果となり販売取扱金額16億6千万円（前年比128%）と前年を大きく上回る実績となりました。

畑作は、全体的に収量・品質とも良い出来となり、大豆に於いては平年作以上の結果となりました。青果においては、全体的に高値相場や直接販売（園芸開発課）の取り組みにより販売金額で前年を大きく上回りました。特に大根の販売では、全国的な大型量販スーパーから品質面で大きな評価を受け直接販売率100%とJAの成果販売では特異的な販売戦略で販売実績4億4千万円（前年比130%）と有利販売が来ました。今後協合産地の作付が無くなる中で更にチャンスが広がると考えています。

きのこ類もコブさつぽろでなめこ、舞茸が顔見え商品となり、えのきでプライベートブランド（PB）の取組を開始し好評を得ています。舞茸は各メーカーとの熾烈な売り場の争奪戦をしていますが、顔見え商品となりパッケージの変更により店舗・協同購入も高く明るい兆しが見えてきています。

酪農では、報道のとおり全国の酪農家戸数が1万戸を割り、15年前から比べると半数の酪農家が離農され、今後も飼料高騰や、牛乳・乳製品の消費減退など先行きが不安な情勢となっております。当組合におきましては、乳量はやや増量し乳価の見直しにより販売額8億5千万円（前年比110%）と前年を上回る結果でした。畜産は、コロナからの影響が今も癒えずに特に枝肉単価の安値が長く続き、畜産関連補助金が発動され畜産経営を支えています。厳しい情勢が続いています。

購買事業は、系統・組織力を活かした早期予約購買を基本に推進し、また組合員利用率向上の取組みとして商系からの仕入れも進め、良質・安価な農業生産資材の安定供給に努め、資材供給高20億1千万円（前年比104.7%）実績になりました。

信用事業は、貯金残高183億3千万円（前年比99.6%）となり、また融資部門では貸付金残高が36億2千万円（前年比91.1%）となりました。日銀は2024年にマイナス金利政策の解除を発表しましたが、これにより2016年1月以来、約8年ぶりに日本の政策金利がマイナス金利から実質的なゼロ金利政策に移行したこととなり、この決定も今後注視していかなければなりません。共済事業では、期末保有額が、230億8千万円（前年比93.9%）と満期到来及び少子高齢化と人口減少の影響により長期共済保有高が減少し年々厳しさを増しております。

管理部門は、各部門の人員体制やコスト意識と部門収支の検証を行い、業務・事務処理の効率化

を図り、合理化に向けた取組みを実践して参りました。

令和6年度の決算において、当期末処分利益90.195千円を計上できましたことは組合員各位の結集と地域住民の皆様、両行政、各関係機関・団体など多くの方々の深いご理解とご支援・ご指導の賜物と心よりお礼申し上げます。

以上、令和6年度の事業概況報告とさせていただきます。

## (2) 主要な事業活動の内容

### ① 信用事業

#### 【貯金】

総合事業を生かした金融仲介機能発揮のため、コンサルタント機能強化としてライフプランや金融商品の提案、実践を行いました。また、JAネットバンクアプリの推進や営業店システム導入によるQR伝票の活用で事務効率化に取り組みました。

また残高推移は当座性貯金で前年比1億0,016万円の増加、定期性貯金は1億8,241万円減少となり、年度末残高は当座性貯金は183億3,180万円(前年比99.6%)の実績で当座性比率47.8%となり、前年より0.7%増加となりました。

#### 【貸出金】

貸出強化プランの実践で基盤整備に係る農地取得、改良や農機具などで農業資金は伸びている中、米の販売単価が良好なことから繰上償還が多く、残高は3億5,273万円の減少で年度末残高は36億1,556万円(前年比91.1%)で前年を大きく割れる実績となりました。

今後も債権の保全に努め、融資事業の健全性を確保し、組合員皆様の要望に応えて参ります。

#### 【預金】

皆様からお預かりしている資金を預金として、運用を行っております。

残高は、前年より2億5,956万円増加し、当初計画より2億2,000万円の増加となり期末残高140億2,682万円(前年比101.9%)の実績でした。

預け入れ先は主に北海道信連で、低金利の状況による運用となっていることなどから、契励金の減収が続いています。

次年度は、このような状況を踏まえ運用が有利になるよう様々な情報を集め収益確保に努めてまいります。

#### 【借入金】

今年度も新たな借入はなく、941万円の償還を行い期末残高は、6,232万円(前年比86.9%)の実績でした。

今後においても、他部門運用比率の確認並びに預貯金内容の検討、また、固定比率についても十分留意し、最低限の借入計画の実施に努めて参ります。

### ② 共済事業

自動車共済の仕組み改定に伴い、保証の確認提案に取り組み保障の充実を図りました。

長期共済については相続や介護状態に備えられる商品の周知提案を行いました。

年度末共済保有高は230億7,513万円(前年比94.0%)、短期共済は掛け金ベースで、1億1,003万円(前年比98.8%)の実績でした。

### ③ 購買事業

#### 【生産資材】

国際情勢の緊迫化や円安等に伴い、生産資材価格は依然として高値で推移しました。

米の価格は上昇したものの、コスト上昇分が補われる状況には至っておらず、農業の生産現場は厳しい状況の中ではありますが、組合員の皆様のご協力のもと、計画を上回る実績を積み上げられた事に感謝申し上げます。

資材供給高は、20億1,207万円(前年比104.7%)の取扱実績でした。

#### 【給油所】

不安定な国際情勢が続く中、為替の円安および国からの補助金制度も段階的に縮小され石油製品価格は過去にないほどの高値で推移しました。

燃料価格高騰によるマイカー利用者減少等の影響もあり、取扱い数量は減少しました。

営農コストが大幅に増加し、厳しい状況が続くことが予想されますが、石油製品の安定供給に努めて参ります。

給油所供給高は、6億165万円(前年比99.6%)の取扱実績でした。

### ④ 販売事業

2024年は、昨年に引き続きロシア・ウクライナ情勢を受け、急激な円安・肥料・飼料をはじめとした輸入資材価格の高止まりは依然として続いており農業への影響を及ぼす状況となっています。また、政府は6月に「食料・農業・農村基本法」の改正を受け、基本計画で食料安全保障の

抜本的な強化や環境と調和のとれた産業への転換をより着実に進め、食料確保へ向けた農業生産基盤の構築が強く求められている状況にあります。このような状況の中で販売取扱金額として59億8,962万円(前年比112.3%)の実績となり、組合員皆様の深いご理解とご協力に厚くお礼を申し上げます。

#### 【農産】

米穀については、上川管内の作況指数が「104」となり、6年連続で豊穡の秋を迎えることができ、主食用米76,172俵(うるち米30,734俵・もち米45,438表)の実績でした。品質面に於いても被害粒や未熟粒の発生が少なく、低蛋白出荷率は「ななつぼし」「ゆめぴりか」ともに昨年を上回る結果となりました。販売面では、夏頃からの米不足感による価格上昇によって新米価格も高水準での取引となった年でした。

青果については、大根が大手スーパー等との直接販売率100%になり、胡瓜・トマトも継続的に直接販売を行い品質の評価もいただきました。

畑作物に於いても、昨年の高温の影響から一変し収量・品質ともに良い出来となり良い結果となりました。

#### 【きのこ】

きのこについては、野菜価格の高騰が続いたこともあり昨年より高値で推移しました。また、昨年度から進めているコープさっぽろPB商品(愛別町シャキシャキえのき)に「なめこ」「舞茸」が加わり昨年を大きく上回る取扱いとなりました。特に舞茸は、包装形態をビロー包装に変更したことにより商品性の向上がなされ高い評価を得ることができました。しかし、全品目共通して供給量が不足する時期があり課題が残るとしてもありました。

きのこの取扱い額は、10億147万円(前年比112.3%)の実績でした。

#### 【酪農・畜産】

生乳については、生産制限も無く取り組むことができました。また、昨年のような猛暑の影響も受けず項調に生産ができ7,322t(前年比103.0%)の実績となりました。

個体販売は、子牛・乳用種・交雑種ともに前半の価格は高値で推移しましたが、8月以降は価格が大きく下落し安値の状況が続きました。

黒毛和種については、年末にかけて価格が回復傾向となりました。

酪農・畜産の取扱額は、23億80万円(前年比110.4%)の実績でした。

#### ⑤ 指導事業

国際情勢は不安定な状況が続いており、農業生産の現場では慢性的な労働力不足に加え生産資材の価格が高止まりするなど農業経営は厳しい状況が続いています。

営農振興事業では、制度資金の関係で目的に応じた資金についての相談活動を展開し、近代化資金・L資金の融資を進めてきました。

営農相談体制では、営農計画書作成支援・税務申告の相談・各種事業・ホクレンRTKシステムの利用推進の取り組みや、ドローンRTKシステムの実証実験も行いました。

愛別地区に於ける国営農地再編整備事業については、当初計画に基づき各地区一連工事の結果106haが施工され、工事済み面積累計は725haとなり57.9%の進捗率となっております。

JA朝もぎ市場「ふくる」は、夏のイベントを行い皆様からのご愛顧を受け5年目を迎えることもでき、販売額は11,285千円(前年比105.3%)の実績となりました。

#### (3) 当該事業年度中に実施した重要事項

該当なし

#### (4) 組合として解決すべき重要課題とその対応方針

##### 1) 地域の農業振興

- ① 農業所得の増大
- ② 担い手の確保・支援
- ③ 地域社会をつなぐ活動強化

##### 2) 事業の合理化

大幅な利用低下により不採算事業に陥った営農施設・利用事業の合理化  
ガソリンスタンド営業日・金融窓口営業時間の見直し

##### 3) 経営基盤の強化

自己資本の強化(出資・各種積立金の強化)

- 4) 自己改革の実践方針(農業者の所得増大の取組)、中長期の収支シミュレーションを踏まえた経営基盤強化の取組、准組合員の意思反映及び事業利用方針を総会で決定する等(「3つの方針」)への対応については、総会資料別紙のとおりです。

## 2. 最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円、人、%)

|                 | R2年度    | R3年度    | R4年度    | R5年度    | R6年度    |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 経 常 収 益         | 3,280   | 3,453   | 2,888   | 3,288   | 3,649   |
| 信用事業収益          | 146     | 141     | 139     | 144     | 143     |
| 共済事業収益          | 61      | 63      | 59      | 53      | 51      |
| 農業関連事業収益        | 2,964   | 3,163   | 2,620   | 2,981   | 3,387   |
| その他事業収益         | 107     | 84      | 69      | 108     | 66      |
| 経 常 利 益         | 90      | 94      | 85      | 77      | 83      |
| 当 期 剰 余 金 ( 注 ) | 74      | 76      | 73      | 64      | 69      |
| 出 資 金           | 772     | 782     | 800     | 805     | 794     |
| 出 資 口 数         | 772,222 | 782,050 | 800,709 | 805,069 | 794,689 |
| 純 資 産 額         | 1,534   | 1,585   | 1,626   | 1,649   | 1,658   |
| 総 資 産 額         | 19,579  | 20,015  | 20,611  | 21,014  | 20,962  |
| 貯 金 等 残 高       | 17,186  | 17,594  | 18,062  | 18,414  | 18,331  |
| 貸 出 金 残 高       | 4,028   | 3,956   | 3,974   | 3,968   | 3,615   |
| 有 価 証 券 残 高     |         |         |         |         |         |
| 剰 余 金 配 当 金 額   | 32      | 32      | 44      | 42      | 27      |
| 出 資 配 当 の 額     | 9       | 9       | 9       | 7       | 7       |
| 事業利用分量配当の額      | 23      | 23      | 35      | 35      | 20      |
| 職 員 数           | 84人     | 80人     | 79人     | 77人     | 75人     |
| 単 体 自 己 資 本 比 率 | 18.33%  | 18.72%  | 18.50%  | 17.55%  | 17.77%  |

注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

### 3. 決算関係書類(2期分)

#### ■ 貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目            | R5年度       | R6年度       | 科 目            | R5年度       | R6年度       |
|----------------|------------|------------|----------------|------------|------------|
| (資 産 の 部)      |            |            | (負 債 の 部)      |            |            |
| 1 信用事業資産       | 17,925,434 | 17,853,907 | 1 信用事業負債       | 18,613,438 | 18,515,781 |
| (1) 現金         | 93,943     | 111,465    | (1) 貯金         | 18,414,051 | 18,331,800 |
| (2) 預金         | 13,767,257 | 14,026,820 | (2) 借入金        | 71,720     | 62,314     |
| 系統預金           | 13,644,421 | 13,950,318 | (3) その他の信用事業負債 | 82,440     | 76,349     |
| 系統外預金          | 122,835    | 76,502     | 未払費用           | 2,183      | 7,063      |
| (3) 貸出金        | 3,968,292  | 3,615,556  | その他の負債         | 80,257     | 69,285     |
| (4) その他の信用事業資産 | 72,337     | 72,835     | (4) 債務保証       | 45,226     | 45,317     |
| 未収収益           | 71,546     | 71,982     |                |            |            |
| その他の資産         | 790        | 853        |                |            |            |
| (5) 債務保証見返     | 45,226     | 45,317     | 2 共済事業負債       | 46,827     | 44,210     |
| (6) 貸倒引当金      | △21,623    | △18,088    | (1) 共済資金       | 22,960     | 21,165     |
| 2 共済事業資産       | 6          | 1          | (2) 未経過共済付加収入  | 23,786     | 22,985     |
| (1) その他の共済事業資産 | 6          | 1          | (3) 共済未払費用     | 81         | 59         |
| 3 経済事業資産       | 1,040,824  | 1,099,711  |                |            |            |
| (1) 経済事業未収金    | 352,249    | 377,275    | 3 経済事業負債       | 550,410    | 585,391    |
| (2) 経済受託債権     | 106,994    | 124,439    | (1) 経済事業未払金    | 455,645    | 463,990    |
| (3) 棚卸資産       | 202,248    | 192,907    | 購買未払金          | 240,223    | 230,524    |
| 繰越購買品          | 146,788    | 127,014    | その他の未払金        | 215,422    | 233,465    |
| 販売品            | 6,532      | 10,215     | (2) 経済受託債務     | 39,382     | 64,024     |
| その他の棚卸資産       | 48,926     | 55,677     | (3) その他の経済事業負債 | 55,382     | 57,376     |
| (4) その他の経済事業資産 | 383,763    | 407,236    | 経済事業前受収益       | 37,134     | 39,405     |
| 経済事業未収収益       | 24,858     | 22,623     | その他の負債         | 18,247     | 17,971     |
| 酪農畜産支援鑑定       | 327,819    | 364,115    |                |            |            |
| その他の資産         | 31,086     | 20,497     | 4 雑負債          | 97,684     | 99,381     |
| (5) 貸倒引当金      | △4,430     | △2,146     | (1) 未払法人税等     | 10,747     | 13,071     |
| 4 雑資産          | 307,036    | 301,302    | (2) リース債務      | 9,138      | 4,942      |
| (1) 組勘未決済勘定    | 168,231    | 157,253    | (3) その他の負債     | 77,798     | 81,368     |
| (2) その他の雑資産    | 139,648    | 144,257    |                |            |            |
| (3) 貸倒引当金      | △ 843      | △ 208      | 5 諸引当金         | 55,761     | 59,046     |
| 5 固定資産         | 748,162    | 711,206    | (1) 賞与引当金      | 5,331      | 5,454      |
| (1) 有形固定資産     | 746,245    | 709,620    | (2) 退職給付引当金    | 35,585     | 43,294     |
| 建物             | 1,469,583  | 1,482,193  | (3) 役員退職慰労引当金  | 14,844     | 10,298     |
| 構築物            | 321,863    | 321,767    |                |            |            |
| 機械装置           | 728,933    | 735,317    | 負債の部合計         | 19,364,123 | 19,303,812 |
| 車輦運搬具          | 143,920    | 149,262    | (純 資 産 の 部)    |            |            |
| 工具器具備品         | 108,855    | 109,977    | 1 組合員資本        | 1,649,969  | 1,658,465  |
| 土地             | 186,847    | 186,406    | (1) 出資金        | 805,069    | 794,689    |
| 減価償却累計額        | △2,213,758 | △2,275,304 | (2) 利益剰余金      | 852,997    | 879,043    |
| (2) 無形固定資産     | 1,916      | 1,586      | 利益準備金          | 388,800    | 401,800    |
| 商標権            | 190        | 157        | その他利益剰余金       | 464,197    | 477,243    |
| その他の無形固定資産     | 1,726      | 1,428      | 税効果積立金         | 353,500    | 19,548     |
| 6 外部出資         | 973,080    | 974,270    | 経営基盤強化積立金      | 19,548     | 367,500    |
| (1) 外部出資       | 974,080    | 975,270    | 当期末処分剰余金       | 91,148     | 90,194     |
| 系統出資           | 879,050    | 879,050    | (うち当期剰余金)      | 64,807     | 69,016     |
| 系統外出資          | 95,030     | 96,220     | (3) 処分未済持分     | △8,097     | △15,267    |
| (2) 外部出資等損失引当金 | △1,000     | △1,000     |                |            |            |
| 7 繰延税金資産       | 19,548     | 21,877     | 純 資 産 の 部 合 計  | 1,649,969  | 1,658,465  |
| 資産の部合計         | 21,014,093 | 20,962,277 | 負債及び純資産の部合計    | 21,014,093 | 20,962,277 |



# ■ 損益計算書

| 科 目                | R5年度      | R6年度      | 科 目                   | R5年度    | R6年度    |
|--------------------|-----------|-----------|-----------------------|---------|---------|
| 1 事業総利益            | 688,221   | 702,390   | (9) 保管事業収益            | 43,872  | 41,873  |
| 事業収益               | 3,067,080 | 3,428,540 | (10) 保管事業費用           | 14,948  | 16,537  |
| 事業費用               | 2,378,859 | 2,726,150 | 保管事業総利益               | 28,923  | 25,335  |
| (1) 信用事業収益         | 144,570   | 143,497   | (11) 利用事業収益           | 216,716 | 219,737 |
| 資金運用収益             | 129,957   | 130,339   | (12) 利用事業費用           | 134,711 | 147,569 |
| (うち預金利息)           | 283       | 3,386     | 利用事業総利益               | 82,005  | 72,168  |
| (うち受取奨励金)          | 51,841    | 51,239    | (13) 指導事業収入           | 108,331 | 66,355  |
| (うち貸出金利息)          | 73,409    | 71,906    | (14) 指導事業支出           | 96,958  | 54,419  |
| (うちその他受入利息)        | 4,422     | 3,807     | 指導収支差額                | 11,373  | 11,935  |
| 役務取引等収益            | 5,725     | 6,131     | 2 事業管理費               | 629,047 | 637,497 |
| その他経常収益            | 8,888     | 7,026     | (1) 人件費               | 437,118 | 450,550 |
| (2) 信用事業費用         | 13,049    | 18,754    | (2) 業務費               | 51,743  | 49,956  |
| 資金調達費用             | 3,205     | 9,260     | (3) 諸税負担金             | 20,745  | 21,241  |
| (うち貯金利息)           | 2,641     | 8,783     | (4) 施設費               | 118,602 | 114,937 |
| (うち給付補填備金繰入)       | 0         | 1         | (5) その他事業管理費          | 837     | 811     |
| (うち借入金利息)          | 425       | 361       | 事業利益                  | 59,173  | 64,892  |
| (うちその他支払利息)        | 137       | 114       | 3 事業外収益               | 18,539  | 17,994  |
| 役務取引等費用            | 2,329     | 2,598     | (1) 受取雑利息             | 139     | 133     |
| その他経常費用            | 7,514     | 6,894     | (2) 受取出資配当金           | 8,607   | 9,418   |
| (うち貸倒引当金戻入益)       | △665      | △3,534    | (3) 賃貸料               | 6,749   | 6,985   |
| 信用事業総利益            | 131,521   | 124,742   | (4) 雑収入               | 3,042   | 1,456   |
| (3) 共済事業収益         | 53,831    | 51,821    | 4 事業外費用               | 305     | △317    |
| 共済付加収入             | 51,376    | 48,824    | (1) 寄付金               | 225     | 305     |
| その他の収益             | 2,454     | 2,996     | (2) 貸倒引当金繰入額 (事業外)    | 68      |         |
| (4) 共済事業費用         | 2,583     | 2,232     | (3) 貸倒引当金戻入益 (事業外)    |         | △635    |
| 共済推進費              | 1,892     | 1,580     | (4) 雑損失               | 11      | 12      |
| その他の費用             | 691       | 651       | 経常利益                  | 77,407  | 83,203  |
| 共済事業総利益            | 51,247    | 49,588    | 5 特別利益                | 4       | 4       |
| (5) 購買事業 (農業関連) 収益 | 1,573,968 | 1,530,070 | (1) 固定資産処分益           | 94      | 149     |
| 購買品供給高             | 1,493,313 | 1,452,553 | (2) 一般補助金             | 1,205   | 535     |
| 購買手数料              | 34,040    | 37,396    | (3) その他の特別利益          | 2,552   | 974     |
| 修理サービス料            | 989       |           | (4) 外部出資等損失引当金戻入      | 1,000   | 1,000   |
| その他の収益             | 45,625    | 40,120    | 6 特別損失                | 1,897   | 4,525   |
| (6) 購買事業 (農業関連) 費用 | 1,348,641 | 1,296,975 | (1) 固定資産処分損           | 397     | 1,248   |
| 購買品供給原価            | 1,311,341 | 1,257,567 | (2) 固定資産圧縮損           | 500     |         |
| 修理サービス費            | 43        |           | (3) 外部出資等損失引当金繰入      | 1,000   | 1,000   |
| その他の費用             | 37,256    | 39,408    | (5) その他の特別損失          |         | 2,277   |
| (うち貸倒引当金繰入額)       | 74        |           | 税引前当期利益               | 80,363  |         |
| (うち貸倒引当金戻入益)       |           | △800      | 法人税・住民税及び事業税          | 12,505  | 14,994  |
| (うち貸倒損失)           | 35        |           | 過年度法人税、住民税及び事業税       | △ 1,231 | △ 344   |
| 購買事業総利益            | 225,327   | 233,095   | 法人税等調整額               | 4,282   | △2328   |
| (7) 販売事業収益         | 1,146,808 | 1,596,205 | 法人税等合計                | 15,555  | 12,321  |
| 販売品販売高             | 991,345   | 1,435,702 | 当期剰余金 (又は当期損失金)       | 64,807  | 69,016  |
| 販売手数料              | 101,823   | 105,337   | 当期首繰越剰余金 (又は当期首繰越損失金) | 22,058  | 21,178  |
| その他の収益             | 53,638    | 55,164    | 税効果積立金取崩額             | 4,282   |         |
| (8) 販売事業費用         | 988,985   | 1,410,681 | 当期末処分剰余金              | 91,148  | 90,194  |
| 販売品供給原価            | 936,045   | 1,359,184 |                       |         |         |
| 販売費                | 52,466    | 52,788    |                       |         |         |
| その他の費用             | 473       | △1,291    |                       |         |         |
| (うち貸倒引当金繰入額)       | 473       |           |                       |         |         |
| (うち貸倒引当金戻入益)       |           | △1,477    |                       |         |         |
| (うち貸倒損失)           |           | 185       |                       |         |         |
| 販売事業総利益            | 157,822   | 185,523   |                       |         |         |

## ■ 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

| 科 目          | R5年度   | R6年度   |
|--------------|--------|--------|
| 1 当期末処分剰余金   | 91,148 | 90,194 |
| 2 剰余金処分額     | 69,969 | 69,122 |
| (1) 利益準備金    | 13,000 | 14,000 |
| (2) 任意積立金    | 14,000 | 27,328 |
| 税効果積立金       |        | 2,328  |
| 経営基盤強化積立金積立金 | 14,000 | 25,000 |
| (3) 出資配当金    | 7,969  | 7,794  |
| (4) 事業分量配当金  | 35,000 | 20,000 |
| 3 次期繰越剰余金    | 21,178 | 21,072 |

注) 1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| R5年度 | 1.00% | R6年度 | 1.00% |
|------|-------|------|-------|

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| R5年度 | 3,250 | R6年度 | 3,460 |
|------|-------|------|-------|

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

(1) 税効果積立金

(目的)

この積立金は「税効果積立金」と称し、定款第63条第2項に定める組合事業の改善発達のため、つぎの支出に充てることを目的とする。

- ① 繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う、繰延税金資産の取り崩しに係る支出
- ② 税率の引き下げに伴う、繰延税金資産の取り崩しに係る支出
- ③ 上記①～②に類する支出

(積立基準)

当期に発生した法人税等調整額（過年度税効果調整額含む）の残余金額を積み立てる。

(取崩基準)

積立目的の①～③の事由が発生したときは、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

(2) 経営基盤強化積立金

(目的)

この積立金は「経営基盤強化積立金」と称し、政策や会計基準の変更に伴う経営リスクの支出や、将来一定程度見込まれる臨時的支出によって発生する経営危機を回避するために定款第63条第2項に基づく積立金とする。

(積立基準)

毎年度末の自己資本の40%か、前年度末の積立金のいずれか高い額まで積み立てるものとする。積立方法は、毎年度の剰余金処分によって積立をする。

(取崩基準)

つぎの事象が発生した場合に理事会に付議の上、当期発生の損失額または、処理をしなければ発生する未処理欠損金相当額のいずれか少ない額を限度に取り崩すことができる。

- ① 減損会計などの会計制度の変更に伴って、損失が発生する場合には、会計制度変更の初年度において発生した損失または未処理欠損金相当額のいずれか低い額。
- ② 金融査定マニュアルなど検査・監査基準の変更に伴って発生した臨時的損失。
- ③ 経営環境の変化によって人的リストラ、財務リストラなどを行う必要に至ったときの臨時損失。
- ④ 債務者が不慮の災害、事故、その他事由により経営継続が困難となった場合に生じた損失。
- ⑤ 農業政策の変更により、担保等が毀損し、償却・引当が増加した場合の損失。
- ⑥ 農業政策の変更により、JA施設の投資が必要になった場合の支出。
- ⑦ 経営環境の変化並びに天災等による、施設の改修・除去が必要となった場合の臨時損失。
- ⑧ 上記①～⑦までに準ずる損失

## ■ 注記表

～令和5年度 貸借照表の注意事項～

### 1.重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①その他の有価証券

〔時価のあるもの〕 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

〔時価のないもの〕 移動平均法による原価法。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購買品 売価還元法による原価法(値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用)。

②販売品 総平均法による原価法(収益性の低下による薄価切り下げの方法)

##### ③その他棚卸資産

〔加工品、原材料〕 総平均法による原価法(収益性の低下による薄価切り下げの方法)

〔貯蔵品〕 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による薄価切り下げの方法)。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

##### ②無形固定資産

定額法。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務権(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる、債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

##### ②外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失を備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

##### ③賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

##### ④退職給付引当金

職員の退職給付の備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

##### ⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

##### ① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業(農業関連・生活その他)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・販売業務

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・利用事業

利用加工・農機利用・共選施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

(7)消費者等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8)記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(9)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料業として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料業として表示しております。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

2. 会計方針の変更

(1)時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1)繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前) 19,548千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (2) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金26,897千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

### ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

### ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 貸借対照表関係

### (1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受け入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,098,354千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

|         |           |
|---------|-----------|
| 建物・附属設備 | 658,940千円 |
| 構築物     | 34,577千円  |
| 機械・設置   | 393,897千円 |
| 車輛・運搬具  | 10,938千円  |

### (2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、各種機器については、リース契約により使用しております。

### (3) 担保に供されている資産

以下の資産は、上川町指定金融機関保証金として担保に供しております。

定期貯金 1,200千円

### (4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 -千円

理事および監事に対する金銭債務の総額 -千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金総額を超えないものに限る)、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたものの。

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたものの。

ハ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。)の給付。

### (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産再生債権及びこれらに準ずる債権額は75,529千円、危険債権額は192,382千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額(①及び②の合計額)は267,911千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 5. 金融商品関係

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預け、運用を行っています。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、借入金には組合員への貸出金の原資として借入れた北海道信用農業協同組合連合会等からの借入金です。



### ③金融商品に係るリスク管理体制

#### イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

#### 市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.28%上昇したものと想定した場合には、経済価値が15,619千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる、流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

#### (2) 金融商品の時価に関する事項

##### ①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位:千円)

|           | 貸借対照表<br>計上額 | 時 価        | 差 額     |
|-----------|--------------|------------|---------|
| 預金        | 13,767,257   | 13,759,905 | △7,352  |
| 貸出金       | 3,968,292    |            |         |
| 貸倒引当金(*1) | △21,623      |            |         |
| 貸倒引当金控除後  | 3,946,668    | 4,068,867  | 122,198 |
| 経済事業未収金   | 842,615      |            |         |
| 貸倒引当金     | △4,430       |            |         |
| 貸倒引当金控除後  | 838,184      | 838,184    |         |
| 資産計       | 18,552,111   | 18,666,957 | 114,846 |
| 貯金        | 18,414,051   | 18,394,283 | △19,767 |
| 借入金       | 71,720       | 70,948     | △771    |
| 経済事業未払金   | 473,893      | 473,893    |         |
| 負債計       | 18,959,664   | 18,939,125 | △20,538 |

(\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2)経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。



## ②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

### 【資産】

#### イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS(金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均(複利計算)と約定時に定めた固定金利を交換するもの)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

#### ロ. 外部出資

上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によつています。

#### ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金利の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

#### ニ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

### 【負債】

#### イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

#### ロ. 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によつております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金利の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

#### ハ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によつております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

|            | 貸借対照表計上額  |
|------------|-----------|
| 外部出資       | 974,080千円 |
| 外部出資等損失引当金 | -1,000千円  |
| 引当金控除後     | 973,080千円 |

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|              | (単位:千円)    |             |             |             |             |           |
|--------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
|              | 1年以内       | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超       |
| 預金           | 13,767,257 |             |             |             |             |           |
| 貸出金(*1, 2)   | 894,840    | 420,585     | 379,393     | 327,618     | 289,071     | 1,645,353 |
| 経済事業未収金等(*3) | 842,615    |             |             |             |             |           |
| 合 計          | 15,504,713 | 420,585     | 379,393     | 327,618     | 289,071     | 1,645,353 |

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 77,339千円については、「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めております。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 11,429千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

(\*3) 経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権はありません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

|         | 1年以内       | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超    |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 貯金 (*1) | 15,867,504 | 862,376     | 1,162,621   | 235,265     | 286,282     |        |
| 借入金(*2) | 9,405      | 9,127       | 9,153       | 9,179       | 9,205       | 25,648 |
| 合 計     | 15,876,909 | 871,504     | 1,171,775   | 244,444     | 295,488     | 25,648 |

(\*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調節表

|                  |            |        |
|------------------|------------|--------|
| 期首における退職給付引当金    | △30,752 千円 |        |
| ① 退職給付費用         | △20,363 千円 |        |
| ② 退職給付の支払額       | 660 千円     |        |
| ③ 特定退職金共済制度への拠出金 | 14,869 千円  |        |
| 調整額合計            | △4,833 千円  | ①～③の合計 |
| 期末における退職給付引当金    | △35,585 千円 | 期首＋調整額 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                      |             |     |
|----------------------|-------------|-----|
| ① 退職給付債務             | △283,950 千円 |     |
| ② 特定退職金共済制度(JA全国共済会) | 248,365 千円  |     |
| ③ 未積立退職給付債務          | △35,585 千円  | ①＋② |
| ④ 貸借対照表計上額純額         | △35,585 千円  |     |
| ⑤ 退職給付引当金            | △35,585 千円  |     |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|        |           |
|--------|-----------|
| ① 勤務費用 | 20,363 千円 |
|--------|-----------|

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合法)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるための拠出した特例業務負担金4,655千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、42,176千円となっています。

7. 税効果関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 賞与引当金           | 1,474 千円   |
| 退職給付引当金         | 9,842 千円   |
| 役員退職慰労引当金       | 4,106 千円   |
| 未払費用否認額         | 6,022 千円   |
| 減価償却超過額(減損損失含む) | 6,299 千円   |
| 未払事業税等          | 838 千円     |
| そ の 他           | 699 千円     |
| 繰延税金資産小計        | 29,283 千円  |
| 評価性引当額          | △ 9,734 千円 |
| 繰延税金資産合計 (A)    | 19,548 千円  |

繰延税金負債

|              |      |
|--------------|------|
| 繰延税金負債合計 (B) | - 千円 |
|--------------|------|

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 繰延税金資産の純額 (A)+(B) | 19,548 千円 |
|-------------------|-----------|

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 法廷実効税率               | 27.66 %  |
| (調 整)                |          |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 1.18 %   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △1.47 %  |
| 事業分量配当金              | △12.05 % |
| 住民税均等割・事業税率差異等       | △0.42 %  |
| 各種税額控除等              | △2.16 %  |
| 評価性引当額の増減            | 6.19 %   |
| そ の 他                | 0.43 %   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 19.36 %  |

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく事項

1) 転貸リースの内訳

リース債務及びリース投資資産並びにリース債務の残高のうち、転貸リース取引については、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上しており、その内訳は以下のとおりです。

|       |         |
|-------|---------|
| リース債権 | 9,138千円 |
| リース債務 | 9,138千円 |

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

## ■ 注記表

～令和6年度 貸借照表の注意事項～

### 1, 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① その他の有価証券

〔市場価格のない株式等以外のもの〕

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

〔市場価格のない株式等〕

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 購買品 売価還元法による原価法(収益性の低下による薄価切下げの方法)

##### ② 販売品 総平均法による原価法(収益性の低下による薄価切下げの方法)

##### ③ その他棚卸資産

i 加工品、原材料 総平均法による原価法(収益性の低下による薄価切下げの方法)

ii 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による薄価切下げの方法)

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

##### ② 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

##### ③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

##### ④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

##### ⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

##### ① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

###### ・ 購買事業(農業関連・生活その他)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

###### ・ 販売業務

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品

の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 利用事業

利用加工・農機利用・共選施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該の時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

(7) 消費者等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前) 21,877千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。課税所得の見積額については、令和4年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 20,443千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受け入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,096,374千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

|         |           |
|---------|-----------|
| 建物・附属設備 | 658,940千円 |
| 構築物     | 34,577千円  |
| 機械・設置   | 391,917千円 |
| 車輛・運搬具  | 10,938千円  |

(2)リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、各種器機については、リース契約により使用しております。

(3)担保に供されている資産

以下の資産は、上川町指定金融機関保証金として担保に供しております。

定期貯金 1,200円千円

(4)役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 -円

理事および監事に対する金銭債務の総額 -円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金総額を超えないものに限る)、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。)の給付

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産再生債権及びこれらに準ずる債権額は186,398千円、危険債権額は176,643千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権はなく、貸出条件緩和債権額は81,956千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額(①及び②の合計額)は444,998千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### 4. 金融商品関係

(1)金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預け、運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、借入金には組合員への貸出金の原資として借入れた、北海道信用農業協同組合連合会等からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.48%上昇したものと想定した場合には、経済価値が23,974千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努



めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価格が異なることもあります。

(2)金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価値のない様式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位:千円)

|           | 貸借対照表<br>計上額 | 時価         | 差額       |
|-----------|--------------|------------|----------|
| 預金        | 14,026,820   | 13,980,763 | △ 46,057 |
| 貸出金       | 3,615,556    |            |          |
| 貸倒引当金(*1) | △ 18,088     |            |          |
| 貸倒引当金控除後  | 3,597,468    | 3,675,529  | 78,061   |
| 経済事業未収金   | 908,605      |            |          |
| 貸倒引当金     | △ 2,146      |            |          |
| 貸倒引当金控除後  | 906,459      | 906,459    |          |
| 資産計       | 18,530,748   | 18,562,751 | 32,003   |
| 貯金        | 18,331,800   | 18,277,366 | △ 54,433 |
| 借入金       | 62,314       | 60,985     | △ 1,329  |
| 経済事業未払金   | 481,961      | 481,961    | 0        |
| 負債計       | 18,876,077   | 18,820,314 | △ 55,762 |

(\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2)経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS(金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均(複利計算)と約定時に定めた固定金利を交換するもの)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 外部出資

上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金利の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

二. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金利の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

|            |           |
|------------|-----------|
| 外部出資       | 975,270千円 |
| 外部出資等損失引当金 | △1,000千円  |
| 引当金控除後     | 974,270千円 |

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

|              | 1年以内       | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超       |
|--------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 預金           | 14,026,820 |             |             |             |             |           |
| 貸出金(*1. 2)   | 707,072    | 375,771     | 328,505     | 295,154     | 260,851     | 1,461,820 |
| 経済事業未収金等(*3) | 908,605    |             |             |             |             |           |
| 合 計          | 15,642,499 | 375,771     | 328,505     | 295,154     | 260,851     | 1,461,820 |

(※1)貸出金のうち、当座貸越 63,696千円については、「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めております。

(※2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 186,380千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

(※3)経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権はありません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

|         | 1年以内       | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超    |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 貯金 (*1) | 15,898,305 | 1,080,339   | 887,610     | 234,207     | 231,337     | 0      |
| 借入金     | 9,127      | 9,153       | 9,179       | 9,205       | 9,231       | 16,417 |
| 合 計     | 15,907,433 | 1,089,493   | 896,789     | 243,413     | 240,568     | 16,417 |

(※1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

5. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調節表

|                  |            |          |
|------------------|------------|----------|
| 期首における退職給付引当金    | △35,585 千円 |          |
| ① 退職給付費用         | △25,866 千円 |          |
| ② 退職給付の支払額       | 3,871 千円   |          |
| ③ 特定退職金共済制度への拠出金 | 14,285 千円  |          |
| 調整額合計            | △7,708 千円  | ①～③の合計   |
| 期末における退職給付引当金    | △43,293 千円 | 期首 + 調整額 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |             |     |
|---------------------|-------------|-----|
| ① 退職給付債務            | △291,631 千円 |     |
| ② 特定退職共済制度(JA全国共済会) | 248,337 千円  |     |
| ③ 未積立退職給付債務         | △43,294 千円  | ①+② |
| ④ 貸借対照表計上額純額        | △43,294 千円  |     |
| ⑤ 退職給付引当金           | △43,294 千円  |     |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|        |           |
|--------|-----------|
| ① 勤務費用 | 25,866 千円 |
|--------|-----------|

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合法)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,825千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、37,430千円となっています。

6. 税効果関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産          |           |
| 賞与引当金           | 1,508 千円  |
| 退職給付引当金         | 11,975 千円 |
| 役員退職慰労引当金       | 2,848 千円  |
| 未払費用否認額         | 6,033 千円  |
| 減価償却超過額(減損損失含む) | 6,003 千円  |
| 未払事業税等          | 1,046 千円  |
| そ の 他           | 699 千円    |

|                                                                                   |            |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 繰延税金資産小計                                                                          | 30,114 千円  |
| 評価性引当額                                                                            | △ 8,237 千円 |
| 繰延税金資産合計 (A)                                                                      | 21,877 千円  |
| (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異                                             |            |
| 法定実効税率                                                                            | 27.66 %    |
| (調 整)                                                                             |            |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目                                                                | 0.90 %     |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                                                              | △1.59 %    |
| 事業分量配当金                                                                           | △6.80 %    |
| 住民税均等割・事業税率差異等                                                                    | △0.40 %    |
| 各種税額控除等                                                                           | △3.21 %    |
| 評価性引当額の増減                                                                         | △1.84 %    |
| そ の 他                                                                             | 0.43 %     |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                                                                 | 15.15 %    |
| 7. 収益認識に関する注記                                                                     |            |
| (1) 収益認識を理解するための基礎となる情報                                                           |            |
| 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。                       |            |
| 8. その他の注記                                                                         |            |
| (1) リース取引に関する会計基準に基づく事項                                                           |            |
| 1) 転貸リースの内訳                                                                       |            |
| リース債務及びリース投資資産並びにリース債務の残高のうち、転貸リース取引については、利息担当額控除前の金額で貸借対照表に計上しており、その内訳は以下のとおりです。 |            |
| リース債権                                                                             | 4,942 千円   |
| リース債務                                                                             | 4,942 千円   |
| 9. キャッシュ・フロー計算書に関する注記                                                             |            |
| (1) キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲                                                  |            |
| キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。               |            |

# ■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

| 科 目                           | R5年度             | R6年度             |
|-------------------------------|------------------|------------------|
| <b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>     |                  |                  |
| 税引前当期利益（又は税引前当期損失）            | 80,363           | 81,337           |
| 減価償却費                         | 85,795           | 82,573           |
| 役員退任慰労引当金の増加額(△は減少)           | 3,030            | △ 4,546          |
| 貸倒引当金の増加額(△は減少)               | △ 51             | △ 6,453          |
| 賞与引当金の増加額(△は減少)               | 144              | 122              |
| 退職給付引当金の増加額(△は減少)             | 4,833            | 7,708            |
| 信用事業資金運用収益                    | △ 129,957        | △ 130,339        |
| 信用事業資金調達費用                    | 3,205            | 9,260            |
| 受取雑利息及び受取出資配当金                | △ 8,747          | △ 9,552          |
| 固定資産売却損益(△は益)                 | △ 94             | △ 149            |
| 固定資産除去損                       | 397              | 1,248            |
| 固定資産圧縮損                       | 500              |                  |
| 一般補助金                         | △ 500            |                  |
| (信用事業活動による資産及び負債の増減)          |                  |                  |
| 貸出金の純増(△)減                    | 5,897            | 352,735          |
| 預金の純増(△)減                     | 557,000          | △ 1,034,000      |
| 貯金の純増減(△)                     | 351,693          | △ 82,251         |
| 信用事業借入金の純増減(△)                | △ 9,372          | △ 9,405          |
| その他の信用事業資産の純増(△)減             | △ 497            | 834              |
| その他の信用事業負債の純増減(△)             | 6,210            | △ 10,862         |
| (共済事業活動による資産及び負債の増減)          |                  |                  |
| 共済資金の純増減(△)                   | △ 2,963          | △ 1,794          |
| 未経過共済付加収入の純増減(△)              | △ 1,038          | △ 800            |
| その他の共済事業資産の純増(△)減             | △ 6              | 4                |
| その他の共済事業負債の純増減(△)             | 17               | △ 22             |
| (経済事業活動による資産及び負債の増減)          |                  |                  |
| 受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減          | 36,519           | △ 22,885         |
| 経済受託債権の純増(△)減                 | △ 24,867         | △ 17,444         |
| 棚卸資産の純増(△)減                   | 19,882           | 9,340            |
| 支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)          | △ 20,659         | 10,480           |
| 経済受託債務の純増減(△)                 | 25,740           | 24,641           |
| その他経済事業資産の純増(△)減              | △ 3,086          | △ 25,613         |
| その他経済事業負債の純増減(△)              | △ 5,323          | △ 141            |
| (その他の資産及び負債の増減)               |                  |                  |
| 未払消費税等の増減額(△)                 | 18,330           | △ 3,060          |
| その他の資産の純増(△)減                 | 3,566            | 6,368            |
| その他の負債の純増減(△)                 | 2,293            | 2,434            |
| 信用事業資金運用による収入                 | 130,432          | 128,897          |
| 信用事業資金調達による支出                 | △ 3,103          | △ 4,381          |
| 事業の利用分量に対する配当金の支払額            | △ 35,000         | △ 35,000         |
| 小 計                           | 1,017,543        | △ 680,713        |
| 雑利息及び出資配当金の受取額                | 8,747            | 9,552            |
| 法人税等の支払額                      | △ 6,303          | △ 12,326         |
| <b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>       | <b>1,019,986</b> | <b>△ 683,488</b> |
| <b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>     |                  |                  |
| 補助金の受入による収入                   | 500              |                  |
| 固定資産の取得による支出                  | △ 93,641         | △ 47,308         |
| 固定資産の売却による収入                  | 94               | 591              |
| 外部出資による支出                     | △ 167,960        | △ 1,190          |
| 外部出資の売却等による収入                 | 120              |                  |
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>       | <b>△ 260,886</b> | <b>△ 47,907</b>  |
| <b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>     |                  |                  |
| 出資の増額による収入                    | 18,899           | 2,505            |
| 出資の払戻による支出                    | △ 14,539         | △ 12,885         |
| 持分の譲渡による収入                    | 7,170            | 8,097            |
| 持分の取得による支出                    | △ 8,097          | △ 15,267         |
| 出資配当金の支払額                     | △ 9,522          | △ 7,969          |
| <b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>       | <b>△ 6,089</b>   | <b>△ 25,519</b>  |
| <b>4 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>     |                  |                  |
| <b>5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）</b> | <b>753,009</b>   | <b>△ 756,914</b> |
| <b>6 現金及び現金同等物の期首残高</b>       | <b>613,991</b>   | <b>1,367,001</b> |
| <b>7 現金及び現金同等物の期末残高</b>       | <b>1,367,001</b> | <b>610,086</b>   |

■ 部門別損益計算書  
【R5年度】

(単位：千円)

| 区 分                           | 計         | 信用事業          | 共済事業         | 農業関連<br>事業      | 生活その<br>他事業 | 営農指導<br>事業    | 共通管理<br>費等           |
|-------------------------------|-----------|---------------|--------------|-----------------|-------------|---------------|----------------------|
| 事業収益 ①                        | 3,288,100 | 144,570       | 53,831       | 2,981,366       |             | 108,331       |                      |
| 事業費用 ②                        | 2,599,879 | 13,049        | 2,583        | 2,487,287       |             | 96,958        |                      |
| 事業総利益③ (①－②)                  | 688,221   | 131,521       | 51,247       | 494,078         |             | 11,373        |                      |
| 事業管理費④                        | 629,047   | 82,215        | 36,853       | 436,269         |             | 73,709        |                      |
| 人件費                           | 437,118   | 56,758        | 30,265       | 285,362         |             | 64,732        |                      |
| 業務費                           | 51,743    | 17,722        | 2,887        | 27,444          |             | 3,688         |                      |
| 諸税負担金                         | 20,745    | 1,914         | 1,087        | 16,058          |             | 1,684         |                      |
| 施設費                           | 118,602   | 5,717         | 2,541        | 106,850         |             | 3,493         |                      |
| うち減価償却費⑤                      | 85,795    | 2,831         | 836          | 81,230          |             | 896           |                      |
| その他事業管理費                      | 837       | 103           | 70           | 553             |             | 109           |                      |
| うち共通管理費等⑥<br>〔うち減価償却費⑦〕       |           | 17,775<br>772 | 9,482<br>570 | 65,030<br>4,213 |             | 11,089<br>889 | △ 103,378<br>△ 6,444 |
| 事業利益 ⑧ (③－④)                  | 59,173    | 49,305        | 14,394       | 57,809          |             | △ 62,335      |                      |
| 事業外収益 ⑨                       | 18,539    | 6,192         | 1,797        | 10,548          |             |               |                      |
| うち共通分 ⑩                       |           | 6,158         | 1,797        | 9,595           |             |               | △ 17,551             |
| 事業外費用 ⑪                       | 305       | 107           | 31           | 166             |             |               |                      |
| うち共通分 ⑫                       |           | 107           | 31           | 166             |             |               | △ 305                |
| 経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)                | 77,407    | 55,391        | 16,160       | 68,191          |             | △ 62,335      |                      |
| 特別利益 ⑭                        | 4,852     | 1,493         | 436          | 2,922           |             |               |                      |
| うち共通分 ⑮                       |           | 1,493         | 436          | 2,327           |             |               | △ 4,257              |
| 特別損失 ⑯                        | 1,897     | 382           | 111          | 1,402           |             |               |                      |
| うち共通分 ⑰                       |           | 382           | 111          | 596             |             |               | △ 1,090              |
| 税引前当期利益 ⑱<br>(⑬＋⑭－⑯)          | 80,363    | 56,502        | 16,485       | 69,711          |             | △ 62,334      |                      |
| 営農指導事業分配賦額 ⑲                  |           | 8,658         | 6,401        | 47,275          |             |               |                      |
| 営農指導事業分配賦後<br>税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲) | 80,363    | 47,844        | 10,083       | 22,435          |             |               |                      |

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

【R6年度】

(単位：千円)

| 区 分                           | 計         | 信用事業          | 共済事業         | 農業関連<br>事業      | 生活その<br>他事業 | 営農指導<br>事業    | 共通管理<br>費等           |
|-------------------------------|-----------|---------------|--------------|-----------------|-------------|---------------|----------------------|
| 事業収益 ①                        | 3,649,560 | 143,497       | 51,821       | 3,387,887       |             | 66,355        |                      |
| 事業費用 ②                        | 2,947,169 | 18,754        | 2,232        | 2,871,764       |             | 54,419        |                      |
| 事業総利益③ (①－②)                  | 702,390   | 124,742       | 49,588       | 516,122         |             | 11,935        |                      |
| 事業管理費④                        | 637,497   | 86,506        | 32,134       | 442,681         |             | 76,175        |                      |
| 人件費                           | 450,550   | 62,184        | 27,309       | 294,100         |             | 66,955        |                      |
| 業務費                           | 49,956    | 17,323        | 2,094        | 26,662          |             | 3,876         |                      |
| 諸税負担金                         | 21,241    | 2,037         | 748          | 16,546          |             | 1,908         |                      |
| 施設費                           | 114,937   | 4,851         | 1,936        | 104,831         |             | 3,318         |                      |
| うち減価償却費⑤                      | 82,573    | 2,411         | 598          | 78,640          |             | 924           |                      |
| その他事業管理費                      | 811       | 110           | 45           | 540             |             | 115           |                      |
| うち共通管理費等⑥<br>〔うち減価償却費⑦〕       |           | 15,858<br>771 | 7,321<br>357 | 66,869<br>4,105 |             | 11,838<br>924 | △ 101,888<br>△ 6,159 |
| 事業利益 ⑧ (③－④)                  | 64,892    | 38,236        | 17,454       | 73,440          |             | △ 64,239      |                      |
| 事業外収益 ⑨                       | 17,994    | 4,380         | 2,042        | 11,570          |             |               |                      |
| うち共通分 ⑩                       |           | 4,380         | 1,999        | 10,600          |             |               | △ 16,980             |
| 事業外費用 ⑪                       | △ 317     | △ 81          | △ 37         | △ 198           |             |               |                      |
| うち共通分 ⑫                       |           | △ 81          | △ 37         | △ 198           |             |               | △ 317                |
| 経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)                | 83,203    | 42,698        | 19,534       | 85,209          |             | △ 64,239      |                      |
| 特別利益 ⑭                        | 2,659     | 647           | 295          | 1,716           |             |               |                      |
| うち共通分 ⑮                       |           | 647           | 295          | 1,566           |             |               | △ 2,509              |
| 特別損失 ⑯                        | 4,525     | 2,154         | 178          | 2,193           |             |               |                      |
| うち共通分 ⑰                       |           | 390           | 178          | 944             |             |               | △ 1,513              |
| 税引前当期利益 ⑱<br>(⑬＋⑭－⑯)          | 81,337    | 41,191        | 19,651       | 84,733          |             | △ 64,239      |                      |
| 営農指導事業分配賦額 ⑲                  |           | 9,455         | 4,393        | 50,389          |             |               |                      |
| 営農指導事業分配賦後<br>税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲) | 81,337    | 31,735        | 15,257       | 34,344          |             |               |                      |

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

|      |        |                                                                                                                                        |
|------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R5年度 | 共通管理費等 | 1、人件費<br>(1)役員報酬<br>・信用担当事務を除く役員 事業利益割(役員報酬配分前)<br>・信用担当事務 信用70%、共済30%<br>(2)職員人件費(人頭割)<br>・正社員 1.0<br>・準職員 月給者0.5、時給6時間以上0.3、6時間未満0.1 |
|      | 営農指導事業 | 2、人件費以外の共通管理費<br>部門確定金額以外は人頭割配分<br>人頭割配分<br>・正社員 1.0<br>・準職員 月給者0.5、時給6時間以上0.3、6時間未満0.1                                                |
| R6年度 | 共通管理費等 | 1、人件費<br>(1)役員報酬<br>・信用担当事務を除く役員 事業利益割(役員報酬配分前)<br>・信用担当事務 信用70%、共済30%<br>(2)職員人件費(人頭割)<br>・正社員 1.0<br>・準職員 月給者0.5、時給6時間以上0.3、6時間未満0.1 |
|      | 営農指導事業 | 2、人件費以外の共通管理費<br>部門確定金額以外は人頭割配分<br>人頭割配分<br>・正社員 1.0<br>・準職員 月給者0.5、時給6時間以上0.3、6時間未満0.1                                                |

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

|      |        | 信用事業   | 共済事業   | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 計    |
|------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|------|
| R5年度 | 共通管理費等 | 17.19% | 9.17%  | 62.91% |         | 10.73% | 100% |
|      | 信用担当事務 | 70.00% | 30.00% |        |         |        | 100% |
|      | 信担除く役員 | 35.40% | 10.30% | 54.30% |         |        | 100% |
|      | 役員報酬以外 | 11.98% | 8.85%  | 65.37% |         | 13.80% | 100% |
|      | 営農指導事業 | 13.89% | 10.27% | 75.84% |         |        | 100% |
| R6年度 | 共通管理費等 | 15.57% | 7.19%  | 65.63% |         | 11.62% | 100% |
|      | 信用担当事務 | 70.00% | 30.00% |        |         |        | 100% |
|      | 信担除く役員 | 26.00% | 11.90% | 62.10% |         |        | 100% |
|      | 役員報酬以外 | 12.52% | 5.81%  | 66.66% |         | 15.01% | 100% |
|      | 営農指導事業 | 14.72% | 6.84%  | 78.44% |         |        | 100% |

3. 部門別の資産

(千円)

|    |              | 計          | 信用事業       | 共済事業    | 農業関連事業    | 生活その他事業 | 営農指導事業  | 共有資産      |
|----|--------------|------------|------------|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| R5 | 事業別の資産       | 21,014,093 | 18,100,347 | 923     | 1,732,692 |         | 1,134   |           |
|    | 総資産（共通資産配分後） | 21,014,093 | 18,241,590 | 105,264 | 2,503,401 |         | 163,836 | 1,178,995 |
|    | （うち固定資産）     | 748,162    | 22,481     | 12,101  | 695,788   |         | 17,790  |           |
| R6 | 事業別の資産       | 20,962,277 | 18,019,423 | 763     | 1,740,660 |         | 1,222   |           |
|    | 総資産（共通資産配分後） | 20,962,277 | 18,169,689 | 70,495  | 2,540,719 |         | 181,373 | 1,200,207 |
|    | （うち固定資産）     | 711,206    | 24,086     | 9,108   | 656,166   |         | 21,844  |           |



### Ⅲ. 信用事業

#### 1. 信用事業の考え方

##### ① 貸出運営の考え方

JAでは農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出を行っております。

貸出にあたっては、みなさまからお預かりした貯金を原資に貸付けを行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。また、併せて地域のみなさまの生活にお役に立つよう資金の貸出しの推進も積極的に行っております。

##### ② JAバンクシステムについて

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

##### ◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットと引き換えに細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

##### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

##### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

##### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

## 2. 信用事業の状況

### 利益総括表

(単位:百万円、%)

|                          | R5年度   | R6年度   | 増減      |
|--------------------------|--------|--------|---------|
| 資金運用収支                   | 126    | 121    | △5      |
| 役務取引等収支                  | 3      | 3      |         |
| その他信用事業収支                | 1      | 0      | △1      |
| 信用事業粗利益                  | 130    | 124    | △6      |
| 信用事業粗利益率                 | 0.7354 | 0.7009 | -0.0345 |
| 事業粗利益                    | 632    | 652    | 20      |
| 事業粗利益率                   | 2.7671 | 2.8211 | 0.054   |
| 事業純益                     | 3      | 14     | 11      |
| 実質事業純益                   | 3      | 14     | 11      |
| コア事業純益                   | 3      | 14     | 11      |
| コア事業純益<br>(投資信託解約損益を除く。) | 3      | 14     | 11      |

注1) 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2) 信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

〔信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)  
＋金銭の信託運用見合費用〕

注3) 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

〔信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100〕

注4) 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

〔事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100〕

### 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

|           | R5年度   |    |       | R6年度   |    |       |
|-----------|--------|----|-------|--------|----|-------|
|           | 平均残高   | 利息 | 利回り   | 平均残高   | 利息 | 利回り   |
| 資金運用勘定    | 17,563 | 63 | 0.36  | 17,639 | 66 | 0.38  |
| うち預金      | 13,488 |    | 0.00  | 13,635 | 3  | 0.02  |
| うち有価証券    |        |    |       |        |    |       |
| うち貸出金     | 4,075  | 63 | 1.54  | 4,004  | 63 | 1.57  |
|           | 平均残高   | 利息 | 利回り   | 平均残高   | 利息 | 利回り   |
| 資金調達勘定    | 18,781 | 3  | 0.02  | 18,934 | 9  | 0.05  |
| うち貯金・定期積金 | 18,667 | 3  | 0.01  | 18,833 | 9  | 0.05  |
| うち借入金     | 114    |    | 0.37  | 101    |    | 0.36  |
| 総資金利ざや    |        |    | -0.09 |        |    | -0.13 |

注1) 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

〔資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)〕

注2) 経費率は、次の算式により計算しております。

〔信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高×100〕

## 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

|           | R5年度増減額 | R6年度増減額 |
|-----------|---------|---------|
| 受取利息      | 3       | 3       |
| うち預金      | 0       | 3       |
| うち有価証券    |         |         |
| うち貸出金     | 3       | 0       |
| 支払利息      | 0       | 6       |
| うち貯金・定期積金 | 0       | 6       |
| うち譲渡性貯金   |         |         |
| うち借入金     | 0       | 0       |
| 差引        | 3       | -2      |

注1) 増減額は前年度対比です

## 利益率

(単位:%)

|           | R5年度  | R6年度  | 増減    |
|-----------|-------|-------|-------|
| 総資産経常利益率  | 0.339 | 0.360 | 0.021 |
| 資本経常利益率   | 4.848 | 5.128 | 0.28  |
| 総資産当期純利益率 | 0.284 | 0.299 | 0.015 |
| 資本当期純利益率  | 4.059 | 4.253 | 0.194 |

注1) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高 ×100

総資産当期純利益率＝当期純利益(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高 ×100

資本当期純利益率＝当期純利益(税引後)／純資産勘定平均残高 ×100

### 3. 貯金に関する指標

#### 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

|        | R5年度          | R6年度            | 増 減 |
|--------|---------------|-----------------|-----|
| 流動性貯金  | 9,047 (48.5%) | 9,264 (49.2%)   | 217 |
| 定期性貯金  | 9,501 (50.9%) | 9,495 (50.4%)   | -6  |
| その他の貯金 | 93 (0.4%)     | 54 (0.2%)       | -39 |
| 計      | 18,642 (100%) | 18,814 (100.0%) | 172 |
| 譲渡性貯金  | 0 ( )         | 0 (0.0%)        |     |
| 合計     | 18,642 (100%) | 18,814 (100.0%) | 172 |

注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注3) ( )内は構成比です。

#### 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

|          | R5年度          | R6年度          | 増 減  |
|----------|---------------|---------------|------|
| 定期貯金     | 9,714 (100%)  | 9,540 (99.7%) | -174 |
| うち固定金利定期 | 9,714 (99.9%) | 9,540 (99.9%) | -174 |
| うち変動金利定期 | 0 (0.1%)      | 0 (0.0%)      |      |

注1) 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2) 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3) ( )内は構成比です。

#### 貯金者別貯金残高

(単位:百万円、%)

|            | R5年度           | R6年度           | 増 減  |
|------------|----------------|----------------|------|
| 組合員貯金      | 10,733 [58.3%] | 10,899 [59.5%] | 166  |
| 組合員以外の貯金   | 7,680 [41.7%]  | 7,431 [40.5%]  | -249 |
| うち地方公共団体   | 4,866 (63.3%)  | 4,536 (61.05%) | -330 |
| うちその他非営利法人 | 120 (1.6%)     | 97 (1.3%)      | -23  |
| うちその他員外    | 2,693 (35.1%)  | 2,797 (37.65%) | 104  |
| 合計         | 18,414         | 18,331         | -83  |

注1) [ ]( )内は構成比です。

#### 4. 貸出金等に関する指標

##### 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

|         | R5年度  | R6年度  | 増 減  |
|---------|-------|-------|------|
| 手 形 貸 付 | 167   | 206   | 38   |
| 証 書 貸 付 | 3,640 | 3,540 | -100 |
| 当 座 貸 越 | 270   | 255   | -15  |
| 割 引 手 形 |       |       |      |
| 合 計     | 4,079 | 4,002 | -77  |

##### 貸出金の金利条件別内訳

(単位:百万円、%)

|                   | R5年度   | R6年度   | 増 減    |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 固 定 金 利 貸 出 残 高   | 2,815  | 2,684  | -131   |
| 固 定 金 利 貸 出 構 成 比 | 70.96% | 74.26% | 3.30%  |
| 変 動 金 利 貸 出 残 高   | 1,152  | 930    | -222   |
| 変 動 金 利 貸 出 構 成 比 | 29.04% | 25.74% | -3.30% |
| 残 高 合 計           | 3,968  | 3,615  | -353   |

##### 貸出先別貸出金残高

(単位:百万円、%)

|                 | R5年度          | R6年度          | 増 減  |
|-----------------|---------------|---------------|------|
| 組 合 員 貸 出       | 2,744 [69.2%] | 2,450 [67.8%] | -294 |
| 組 合 員 以 外 の 貸 出 | 1,223 [30.8%] | 1,165 [32.2%] | -58  |
| うち地方公共団体        | 1,211 (99.0%) | 1,137 (97.6%) | -74  |
| うちその他非営利法人      | (   %)        | (   %)        |      |
| うちその他員外         | 12 (1.0%)     | 27 (2.4%)     | 15   |
| 合 計             | 3,968         | 3,615         | -353 |

注1) [ ]( )内は構成比です。

## ■ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

|                     | R5年度  | R6年度  | 増 減  |
|---------------------|-------|-------|------|
| 貯 金 等               | 69    | 85    | 16   |
| 有 価 証 券             |       |       |      |
| 動 産                 |       |       |      |
| 不 動 産               |       |       |      |
| そ の 他 担 保 物         |       |       |      |
| 計                   | 69    | 85    | 16   |
| 農 業 信 用 基 金 協 会 保 証 | 1,859 | 1,639 | -220 |
| そ の 他 保 証           | 51    | 106   | 56   |
| 計                   | 1,910 | 1,745 | -164 |
| 信 用                 | 1,989 | 1,784 | -204 |
| 合 計                 | 3,968 | 3,615 | -352 |

## ■ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

|             | R5年度 | R6年度 | 増 減 |
|-------------|------|------|-----|
| 貯 金 等       | 4    | 4    |     |
| 有 価 証 券     |      |      |     |
| 動 産         |      |      |     |
| 不 動 産       | 29   | 29   |     |
| そ の 他 担 保 物 | 12   | 12   |     |
| 計           | 45   | 45   |     |
| 信 用         |      |      |     |
| 合 計         | 45   | 45   |     |

## ■ 貸出金の使途別内訳

(単位:百万円、%)

|               | R5年度   | R6年度   | 増 減    |
|---------------|--------|--------|--------|
| 設 備 資 金 残 高   | 2,219  | 2,041  | -178   |
| 設 備 資 金 構 成 比 | 55.92% | 56.46% | 0.53%  |
| 運 転 資 金 残 高   | 1,749  | 1,574  | -174   |
| 運 転 資 金 構 成 比 | 44.07% | 43.54% | -0.53% |
| 残 高 合 計       | 3,968  | 3,615  | -352   |



## ■ 業種別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

|                   |  | R5年度           | R6年度           | 増 減  |
|-------------------|--|----------------|----------------|------|
| 農 業               |  | 2,023 (50.9%)  | 1,695 (46.8%)  | -328 |
| 林 業               |  | ( )            | 4 (0.1%)       | 4    |
| 水 産 業             |  | ( )            | ( )            |      |
| 製 造 業             |  | ( )            | ( )            |      |
| 鉱 業               |  | ( )            | ( )            |      |
| 建 設 業             |  | 14 (0.3%)      | 13 (0.3%)      | -1   |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     |  | ( )            | ( )            |      |
| 運 輸 ・ 通 信 業       |  | 3 ( )          | 2 ( )          |      |
| 卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業 |  | ( )            | ( )            |      |
| 金 融 ・ 保 険 業       |  | ( )            | ( )            |      |
| 不 動 産 業           |  | ( )            | ( )            |      |
| サ ー ビ ス 業         |  | 1 ( )          | 5 (0.1%)       | 4    |
| 地 方 公 共 団 体       |  | 1,211 (30.5%)  | 1,137 (31.4%)  | -73  |
| そ の 他             |  | 714 (18.0%)    | 756 (20.9%)    | 41   |
| 合 計               |  | 3,968 (100.0%) | 3,615 (100.0%) | -352 |

注1) ( )内は構成比です

## ■ 貯貸率・貯証率

(単位:%)

|       |         | R5年度   | R6年度   | 増 減    |
|-------|---------|--------|--------|--------|
| 貯 貸 率 | 期 末     | 21.55% | 19.72% | -1.83% |
|       | 期 中 平 均 | 21.88% | 21.27% | -0.61% |
| 貯 証 率 | 期 末     | %      | %      | %      |
|       | 期 中 平 均 | %      | %      | %      |

注1) 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

## ■ 主要な農業関係の貸出金残高

### 1) 営農類型別

(単位:百万円)

| 種 類             | R5年度  | R6年度  | 増 減  |
|-----------------|-------|-------|------|
| 農 業             | 1,999 | 1,729 | -270 |
| 穀 作             | 439   | 374   | -65  |
| 野 菜 ・ 園 芸       | 401   | 413   | 12   |
| 果 樹 ・ 樹 園 農 業   |       |       |      |
| 工 芸 作 物         |       |       |      |
| 養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農 | 645   | 476   | -169 |
| 養 鶏 ・ 養 卵       |       |       |      |
| 養 蚕             |       |       |      |
| そ の 他 農 業       | 511   | 466   | -45  |
| 農 業 関 連 団 体 等   |       |       |      |
| 合 計             | 1,999 | 1,729 | -270 |

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

### 2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

| 種 類           | R5年度  | R6年度  | 増 減  |
|---------------|-------|-------|------|
| プ ロ パ ー 資 金   | 1,645 | 1,447 | -198 |
| 農 業 制 度 資 金   | 353   | 282   | -71  |
| 農 業 近 代 化 資 金 | 142   | 117   | -25  |
| そ の 他 制 度 資 金 | 210   | 165   | -45  |
| 合 計           | 1,999 | 1,729 | -270 |

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

| 種 類                 | R5年度 | R6年度 | 増 減 |
|---------------------|------|------|-----|
| 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金 | 546  | 583  | 36  |
| そ の 他               | 7    | 5    | △2  |
| 合 計                 | 554  | 588  | 34  |

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

## 5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位:百万円)

|                   |  | 保 全 額 |     |     |     |     |
|-------------------|--|-------|-----|-----|-----|-----|
|                   |  | 債 権 額 | 担 保 | 保 証 | 引 当 | 合 計 |
| 【R5年度】            |  |       |     |     |     |     |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 |  | 75    | 27  | 36  | 11  | 75  |
| 危険債権              |  | 192   | 150 |     |     | 150 |
| 要管理債権             |  |       |     |     |     |     |
| 三月以上延滞債権          |  |       |     |     |     |     |
| 貸出条件緩和債権          |  |       |     |     |     |     |
| 小計                |  | 267   | 177 | 36  | 11  | 225 |
| 正常債権              |  | 3,755 |     |     |     |     |
| 合計                |  | 4,023 |     |     |     |     |
| 【R6年度】            |  |       |     |     |     |     |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 |  | 186   | 5   | 166 | 14  | 186 |
| 危険債権              |  | 176   | 176 |     |     | 176 |
| 要管理債権             |  | 81    | 81  |     | 0   | 82  |
| 三月以上延滞債権          |  |       |     |     |     |     |
| 貸出条件緩和債権          |  | 81    | 81  |     | 0   | 82  |
| 小計                |  | 444   | 264 | 166 | 14  | 445 |
| 正常債権              |  | 3,225 |     |     |     |     |
| 合計                |  | 3,670 |     |     |     |     |

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 6. 有価証券に関する指標

### 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

|             | R5年度         | R6年度 | 増 減 |
|-------------|--------------|------|-----|
| 国 債         | 該当する取引はありません |      |     |
| 地 方 債       |              |      |     |
| 社 債         |              |      |     |
| 株 式 債       |              |      |     |
| そ の 他 の 証 券 |              |      |     |
| 合 計         |              |      |     |

注1) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

### 商品有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

|               | R5年度         | R6年度 | 増 減 |
|---------------|--------------|------|-----|
| 商 品 国 債       | 該当する取引はありません |      |     |
| 商 品 地 方 債     |              |      |     |
| 商 品 政 府 保 証 債 |              |      |     |
| 貸 付 商 品 債 券   |              |      |     |
| 合 計           |              |      |     |

### 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

|             | 1年以下         | 1年超3<br>年以下 | 3年超5<br>年以下 | 5年超7<br>年以下 | 7年超10<br>年以下 | 10年超 | 期間の定<br>めなし | 合 計 |
|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|-------------|-----|
| R5年度        |              |             |             |             |              |      |             |     |
| 国 債         | 該当する取引はありません |             |             |             |              |      |             |     |
| 地 方 債       |              |             |             |             |              |      |             |     |
| 社 債         |              |             |             |             |              |      |             |     |
| 株 式 債       |              |             |             |             |              |      |             |     |
| そ の 他 の 証 券 |              |             |             |             |              |      |             |     |
| R6年度        |              |             |             |             |              |      |             |     |
| 国 債         | 該当する取引はありません |             |             |             |              |      |             |     |
| 地 方 債       |              |             |             |             |              |      |             |     |
| 社 債         |              |             |             |             |              |      |             |     |
| 株 式 債       |              |             |             |             |              |      |             |     |
| そ の 他 の 証 券 |              |             |             |             |              |      |             |     |

## 7. 有価証券等の時価情報

### ■ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:百万円)

|          | R5年度         |                 | R6年度     |                 |
|----------|--------------|-----------------|----------|-----------------|
|          | 貸借対照表計上額     | 当年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 |
| 売買目的有価証券 | 該当する取引はありません |                 |          |                 |

[満期保有目的有価証券]

(単位:百万円)

|                    | 種類  | R5年度         |    |    | R6年度     |    |    |
|--------------------|-----|--------------|----|----|----------|----|----|
|                    |     | 貸借対照表計上額     | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 国債  | 該当する取引はありません |    |    |          |    |    |
|                    | 地方債 |              |    |    |          |    |    |
|                    | 小計  |              |    |    |          |    |    |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債  |              |    |    |          |    |    |
|                    | 地方債 |              |    |    |          |    |    |
|                    | 小計  |              |    |    |          |    |    |
| 合計                 |     |              |    |    |          |    |    |

[その他有価証券]

(単位:百万円)

|                             | 種類  | R5年度         |                |    | R6年度     |                |    |
|-----------------------------|-----|--------------|----------------|----|----------|----------------|----|
|                             |     | 貸借対照表計上額     | 取得価額<br>又は償却原価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得価額<br>又は償却原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えるもの  | 株式  | 該当する取引はありません |                |    |          |                |    |
|                             | 国債  |              |                |    |          |                |    |
|                             | 地方債 |              |                |    |          |                |    |
|                             | 小計  |              |                |    |          |                |    |
| 貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えないもの | 株式  |              |                |    |          |                |    |
|                             | 国債  |              |                |    |          |                |    |
|                             | 地方債 |              |                |    |          |                |    |
|                             | 小計  |              |                |    |          |                |    |
| 合計                          |     |              |                |    |          |                |    |

## ■ 金銭の信託

### [運用目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

|            | R5年度         |                 | R6年度     |                 |
|------------|--------------|-----------------|----------|-----------------|
|            | 貸借対照表計上額     | 当年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 |
| 運用目的の金銭の信託 | 該当する取引はありません |                 |          |                 |

### [満期保有目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

|              | R5年度         |    |    |                     |                      | R6年度     |    |    |                     |                      |
|--------------|--------------|----|----|---------------------|----------------------|----------|----|----|---------------------|----------------------|
|              | 貸借対照表計上額     | 時価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの |
| 満期保有目的の金銭の信託 | 該当する取引はありません |    |    |                     |                      |          |    |    |                     |                      |

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

### [その他の金銭の信託]

(単位:百万円)

|           | R5年度         |      |    |                     |                      | R6年度     |      |    |                     |                      |
|-----------|--------------|------|----|---------------------|----------------------|----------|------|----|---------------------|----------------------|
|           | 貸借対照表計上額     | 取得原価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの |
| その他の金銭の信託 | 該当する取引はありません |      |    |                     |                      |          |      |    |                     |                      |

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

## ■ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。



## 8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

|               |      | R5 年 度 |       |     |                 |      |
|---------------|------|--------|-------|-----|-----------------|------|
| 区 分           | 期首残高 | 当期繰入額  | 当期取崩額 |     | 純繰入額<br>(▲純取崩額) | 期末残高 |
|               |      |        | 目的使用  | その他 |                 |      |
| 一 般 貸 倒 引 当 金 | 14   | 14     |       | 14  |                 | 14   |
| 個 別 貸 倒 引 当 金 | 11   | 12     |       | 11  | 0               | 12   |
| 合 計           | 26   | 26     |       | 26  | 0               | 26   |

|               |      | R6 年 度 |       |     |                 |      |
|---------------|------|--------|-------|-----|-----------------|------|
| 区 分           | 期首残高 | 当期繰入額  | 当期取崩額 |     | 純繰入額<br>(▲純取崩額) | 期末残高 |
|               |      |        | 目的使用  | その他 |                 |      |
| 一 般 貸 倒 引 当 金 | 14   | 5      |       | 14  | -8              | 5    |
| 個 別 貸 倒 引 当 金 | 12   | 14     |       | 12  | 2               | 14   |
| 合 計           | 26   | 20     |       | 26  | -6              | 20   |

## 9. 貸出金償却の額

(単位:百万円)

|             | R5年度 | R6年度 |
|-------------|------|------|
| 貸 出 金 償 却 額 | -    | -    |

## IV. その他の事業

### 1. 営農指導事業

| 項 目 |          | R5年度 | R6年度 |
|-----|----------|------|------|
| 収 入 | 賦課金      | 11   | 11   |
|     | 実費収入     | 9    | 9    |
|     | 受託指導収入   | 26   | 21   |
|     | 家畜登録収益   | 3    | 2    |
|     | 指導受入補助金  | 58   | 21   |
|     | 計        | 108  | 66   |
| 支 出 | 営農改善指導費  | 28   | 22   |
|     | 教育情報費    | 6    | 7    |
|     | 生活改善費    | 1    | 1    |
|     | 家畜登録費    | 2    | 2    |
|     | 指導支払補助金  | 58   | 21   |
|     | 貸倒引当金戻入益 | 0    | 0    |
|     | 計        | 96   | 54   |

### 2. 共済事業

#### ● 長期共済保有高

(単位:件、千円)

| 種類  |          | R5年度  |            | R6年度  |            |
|-----|----------|-------|------------|-------|------------|
|     |          | 件数    | 金額         | 件数    | 金額         |
| 生命系 | 終身共済     | 1,398 | 10,724,000 | 1,354 | 10,088,172 |
|     | 定期生命共済   | 13    | 76,000     | 13    | 76,000     |
|     | 養老生命共済   | 622   | 4,462,874  | 558   | 3,964,093  |
|     | こども共済    | 232   | 961,300    | 222   | 888,300    |
|     | 医療共済     | 779   | 22,000     | 760   | 24,000     |
|     | がん共済     | 244   | 39,000     | 239   | 38,000     |
|     | 定期医療共済   | 29    | 69,400     | 26    | 68,400     |
|     | 認知症共済    | -     |            | -     |            |
|     | 生活障害共済   | 7     |            | 8     |            |
|     | 特定重度疾病共済 | 26    |            | 25    |            |
|     | 介護共済     | 24    | 33,855     | 30    | 47,855     |
|     | 年金共済     | 404   | 555,000    | 375   | 490,000    |
|     | 建物更生共済   | 688   | 8,571,010  | 663   | 8,278,610  |
|     | 住宅建築共済   |       |            |       |            |
|     | 農機具更新共済  |       |            |       |            |
| 合 計 |          | 4,234 | 24,553,140 | 4,051 | 23,075,130 |

注1)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) JA共済はJA、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、JA及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。(短期共済についても同様です。)

注4) 生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済には死亡保障がないことから、金額欄は斜線としている。

● 医療系共済の共済金額保有高

(単位:件、千円)

| 種類     | R5年度  |                 | R6年度  |                 |
|--------|-------|-----------------|-------|-----------------|
|        | 件数    | 金額              | 件数    | 金額              |
| 医療共済   | 779   | 4,553<br>21,280 | 760   | 4,357<br>22,470 |
| がん共済   | 244   | 1,400           | 239   | 1,360           |
| 定期医療共済 | 29    | 149             | 26    | 134             |
| 合計     | 1,052 | 6,102<br>21,280 | 1,025 | 5,851<br>22,470 |

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

注2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しております。

● 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:件、千円)

| 種類            | R5年度 |        | R6年度 |        |
|---------------|------|--------|------|--------|
|               | 件数   | 金額     | 件数   | 金額     |
| 介護共済          | 24   | 43,192 | 30   | 60,072 |
| 認知症共済         | -    | -      | -    | -      |
| 生活障害共済(一時金型)  | 1    | 5,000  | 1    | 5,000  |
| 生活障害共済(定期年金型) | 6    | 7,900  | 7    | 8,400  |
| 特定重度疾病共済      | 26   | 28,500 | 25   | 27,500 |

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

● 年金共済の年金保有高

(単位:件、千円)

| 種類    | R5年度 |         | R6年度 |         |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | 件数   | 金額      | 件数   | 金額      |
| 年金開始前 | 253  | 104,265 | 232  | 97,538  |
| 年金開始後 | 151  | 77,132  | 143  | 73,801  |
| 合計    | 404  | 181,398 | 375  | 171,340 |

注1) 金額は、年金年額について記載しています。

● 短期共済新契約高

(単位:件、千円)

| 種類       | R5年度  |           |         | R6年度  |           |         |
|----------|-------|-----------|---------|-------|-----------|---------|
|          | 件数    | 金額        | 掛金      | 件数    | 金額        | 掛金      |
| 火災共済     | 664   | 6,115,880 | 8,001   | 649   | 6,146,590 | 8,028   |
| 自動車共済    | 1,903 |           | 88,130  | 1,902 |           | 88,299  |
| 傷害共済     | 1,697 | 8,818,000 | 3,235   | 1,605 | 8,797,500 | 3,364   |
| 団体定期生命共済 | -     | -         | -       | -     | -         | -       |
| 農機具損害共済  |       |           |         |       |           |         |
| 定額定期生命共済 | -     | -         | -       | -     | -         | -       |
| 賠償責任共済   | 10    |           | 64      | 11    |           | 79      |
| 自賠責共済    | 744   |           | 11,934  | 637   |           | 10,265  |
| 合計       | 5,018 |           | 111,365 | 4,804 |           | 110,038 |

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

注2) 「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。

## IV. その他の事業

### 3. 販売事業

(単位:千円)

|             |           | R5年度       |           | R6年度        |           |
|-------------|-----------|------------|-----------|-------------|-----------|
|             |           | 数量         | 金額        | 数量          | 金額        |
| 農<br>産<br>物 | 米         | 98,135.1 俵 | 1,295,964 | 101,666.6 俵 | 1,661,594 |
|             | 大豆        | 3,751.4 俵  | 35,876    | 4,626.2 俵   | 33,509    |
|             | 小豆類       | 24.1 俵     | 583       | 31.7 俵      | 765       |
|             | 小麦        | 959.0 俵    | 3,999     | 964.3 俵     | 3,799     |
|             | 雑穀        | t          |           | t           |           |
|             | そば        | 5,337.6 俵  | 65,399    | 5,925.5 俵   | 76,329    |
|             | 飼料作物      | 4,711.1 t  | 60,639    | 4,399.9 t   | 70,903    |
|             | 大根        | 2,491.8 t  | 339,107   | 3,437.9 t   | 442,370   |
|             | 馬鈴薯       | 912.9 t    | 71,997    | 977.0 t     | 70,287    |
|             | にんじん      | 671.7 t    | 71,938    | 1,103.5 t   | 68,248    |
|             | かぼちゃ      | 50.4 t     | 6,055     | 59.9 t      | 7,370     |
|             | アスパラ      | 7.8 t      | 9,457     | 5.1 t       | 6,408     |
|             | ピーマン      | t          |           | t           |           |
|             | トマト       | 53.8 t     | 34,325    | 53.2 t      | 36,923    |
|             | きゅうり      | 251.8 t    | 68,241    | 279.8 t     | 79,525    |
|             | 米なす       | 10.3 t     | 4,048     | 7.8 t       | 3,653     |
|             | インゲン      | 0.8 t      | 1,628     | 1.0 t       | 2,121     |
|             | 果実        | 6.6 t      | 3,255     | t           |           |
|             | 花卉        | 72,957.0 本 | 6,341     | 73,424.0 本  | 6,621     |
|             | 小ねぎ       | 2.1 t      | 3,397     | 2.5 t       | 4,713     |
|             | その他       |            | 9,590     |             | 10,598    |
|             | 買取品(加工含む) |            | 452,766   |             | 101,599   |
| 小計          |           |            | 2,544,605 |             | 2,687,341 |
| きの<br>こ     | えのき茸      | 1,465.0 t  | 537,453   | 1,236.0 t   | 431,950   |
|             | なめこ       | 664.2 t    | 251,974   | 628.8 t     | 253,334   |
|             | 舞茸        | 503.0 t    | 309,156   | 393.8 t     | 263,387   |
|             | しいたけ他     | 49.4 t     | 59,412    | 44.1 t      | 52,802    |
|             | 買取品(加工含む) |            | 523,194   |             |           |
| 小計          |           |            | 1,178,382 |             | 1,001,474 |
| 畜<br>産<br>物 | 生乳        | 7,106.9 t  | 766,783   | 7,321.9 t   | 840,713   |
|             | 乳用牛       | 742 頭      | 76,281    | 824 頭       | 104,803   |
|             | 肉用牛       | 3,084 頭    | 1,131,227 | 3,554 頭     | 1,355,285 |
|             | 豚         | 2,350 頭    | 110,554   | 頭           |           |
|             | 買取品(加工含む) |            | 15,384    |             |           |
| 小計          |           |            | 2,100,231 |             | 2,300,803 |
| 合計          |           |            | 5,823,231 |             | 5,989,619 |

#### 4. 保管・利用・加工事業

● 保管事業 (単位:千円)

| 費用      | R5年度   | R6年度   | 収益  | R5年度   | R6年度   |
|---------|--------|--------|-----|--------|--------|
| 燃料・光熱費等 | 2,444  | 2,646  | 保管料 | 34,678 | 33,155 |
| 修繕費等    | 1,982  | 3,454  | 出庫料 | 8,893  | 8,417  |
| 機械リース料  | 8      | 12     | 雑収益 | 300    | 300    |
| 雑費      | 10,512 | 10,423 |     |        |        |
| 合計      | 14,948 | 16,537 | 合計  | 43,872 | 41,873 |

● 利用事業(i)利用加工事業) (単位:千円)

| 費用      | R5年度   | R6年度   | 収益      | R5年度   | R6年度   |
|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 労務費等    | 4,535  | 5,609  | 精米料     | 1,566  | 1,559  |
| 燃料・光熱費等 | 2,776  | 3,257  | 利用料     | 47,267 | 52,133 |
| 修繕費等    | 189    | 70     | 農産物検査収益 | 9,007  | 9,977  |
| 色選諸費用   | 19,291 | 25,601 | 雑収益     | 719    | 706    |
| 農産物検査費用 | 5,020  | 5,522  |         |        |        |
| 雑費      | 151    | 296    |         |        |        |
| 合計      | 31,964 | 40,357 | 合計      | 58,560 | 64,377 |

● 利用事業(ii)農機利用事業) (単位:千円)

| 費用      | R5年度 | R6年度  | 収益      | R5年度  | R6年度  |
|---------|------|-------|---------|-------|-------|
| 燃料・光熱費等 | 32   | 25    | 利用料     | 5,589 | 4,314 |
| 修理整備費等  | 369  | 2,369 | ショベル利用料 | 330   | 78    |
| 保険料     | 7    | 16    | 雑収益     | 398   | 720   |
| 賃貸・移動料  | 212  | 685   |         |       |       |
| ショベル等   | 196  | 443   |         |       |       |
| 雑費      | 36   | 55    |         |       |       |
| 合計      | 855  | 3,595 | 合計      | 6,318 | 5,113 |

● 利用事業(iii)共選施設事業) (単位:千円)

| 費用       | R5年度   | R6年度   | 収益      | R5年度   | R6年度   |
|----------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 労務費等     | 12,022 | 13,789 | きのこ利用料  | 6,469  | 5,776  |
| 派遣経費     | 1,503  | 1,482  | そ菜利用料   | 11,983 | 13,524 |
| 燃料・光熱費等  | 14,897 | 15,483 | アスパラ利用料 | 1,708  | 1,346  |
| 修繕費等     | 3,957  | 2,933  | 大根利用料   | 27,201 | 22,681 |
| 資材・消耗備品費 | 8,554  | 8,512  | 馬鈴薯利用料  | 17,622 | 18,196 |
| リース・賃貸料  | 199    | 211    | 施設利用料   | 1,520  | 1,481  |
| 保険料      | 89     | 96     | 雑収益等    | 1,531  | 1,669  |
| 雑費       | 1,353  | 545    |         |        |        |
| 合計       | 42,579 | 43,055 | 合計      | 68,077 | 64,675 |



● 利用事業 (iv おが粉堆積施設事業)

(単位: 千円)

| 費用     | R5年度     | R6年度     | 収益      | R5年度   | R6年度   |
|--------|----------|----------|---------|--------|--------|
| 期首棚卸   | 39,811   | 33,613   | おが粉販売収入 | 55,487 | 56,899 |
| 作業委託費  | 10,800   | 10,800   |         |        |        |
| 光熱費    | 333      | 415      |         |        |        |
| 修繕費    | 38       | 48       |         |        |        |
| 事業費    | 20       | 31       |         |        |        |
| おが粉購入費 | 36,816   | 50,554   |         |        |        |
| 期末棚卸   | △ 33,613 | △ 39,806 |         |        |        |
| 合計     | 54,207   | 55,657   | 合計      | 55,487 | 56,899 |

● 利用事業 (v 施設利用事業)

(単位: 千円)

| 費用       | R5年度  | R6年度  | 収益       | R5年度   | R6年度   |
|----------|-------|-------|----------|--------|--------|
| 堆肥施設管理費  | 4,115 | 3,912 | 堆肥施設利用料  | 5,361  | 4,881  |
| その他管理費   | 992   | 995   | 籾乾燥施設利用料 | 793    | 685    |
| 貸倒引当金戻入益 | △ 3   | △ 5   | きのこ施設利用料 | 9,838  | 9,829  |
|          |       |       | ハウスリース料  | 10,948 | 11,942 |
|          |       |       | その他利用料   | 1,331  | 1,332  |
| 合計       | 5,104 | 4,902 | 合計       | 28,272 | 28,671 |

## 5. 購買事業

(単位: 千円)

|      | R5年度      | R6年度      |
|------|-----------|-----------|
| 生産資材 | 飼料        | 724,449   |
|      | 肥料        | 322,774   |
|      | 農薬        | 125,313   |
|      | 温床資材      | 52,524    |
|      | 包装資材      | 154,946   |
|      | 農機具       | 132,837   |
|      | 自動車       | 9,665     |
|      | 種苗        | 75,581    |
|      | その他資材     | 324,339   |
|      | 小計        | 1,922,433 |
| 給油所  | ハイオク      | 9,963     |
|      | レギュラー     | 130,695   |
|      | 営農灯油      | 67,672    |
|      | 家庭用灯油     | 150,760   |
|      | 軽油        | 147,688   |
|      | その他油類     | 49,055    |
|      | その他給油購買品  | 26,922    |
|      | プロパンガス    | 21,424    |
|      | 小計        | 604,182   |
| 合計   | 2,526,615 | 2,613,731 |



## V. 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

| 項 目                                                        | R 5 年度 | R 6 年度 |
|------------------------------------------------------------|--------|--------|
| <b>コア資本に係る基礎項目</b>                                         |        |        |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額                                 | 1,603  | 1,627  |
| うち、出資金及び資本準備金の額                                            | 801    | 791    |
| うち、再評価積立金の額                                                |        |        |
| うち、利益剰余金の額                                                 | 852    | 879    |
| うち、外部流出予定額 (△)                                             | -42    | -27    |
| うち、上記以外に該当するものの額                                           | -8     | -15    |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                 | 14     | 5      |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額                                          | 14     | 5      |
| うち、適格引当金コア資本算入額                                            |        |        |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                         |        |        |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 |        |        |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額      |        |        |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ)                                          | 1,618  | 1,633  |
| <b>コア資本に係る調整項目</b>                                         |        |        |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) の額の合計額                   | 1      | 1      |
| うち、のれんに係るものの額                                              |        |        |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額                          | 1      | 1      |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く) の額                                   |        |        |
| 適格引当金不足額                                                   |        |        |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                                     |        |        |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額                         |        |        |
| 前払年金費用の額                                                   |        |        |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く) の額                            |        |        |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額                               |        |        |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額                                        |        |        |
| 特定項目に係る10%基準超過額                                            |        |        |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                        |        |        |

|                                       |        |        |
|---------------------------------------|--------|--------|
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 |        |        |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額      |        |        |
| 特定項目に係る15%基準超過額                       |        |        |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額   |        |        |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 |        |        |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額      |        |        |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ）                      | 1      | 1      |
| <b>自己資本</b>                           |        |        |
| 自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）                    | 1,616  | 1,631  |
| <b>リスク・アセット 等</b>                     |        |        |
| 信用リスク・アセットの額の合計額                      | 7,962  | 7,910  |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額       |        |        |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー                  |        |        |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額        |        |        |
| うち、上記以外に該当するものの額                      |        |        |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額         | 1,243  | 1,267  |
| 信用リスク・アセット調整額                         |        |        |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額                    |        |        |
| リスク・アセット等の額の合計額（ニ）                    | 9,206  | 9,178  |
| <b>自己資本比率</b>                         |        |        |
| 自己資本比率（（ハ）／（ニ））                       | 17.55% | 17.77% |

注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

| 信用リスク・アセット             | R5年度          |                |                             | R6年度          |                |                             |
|------------------------|---------------|----------------|-----------------------------|---------------|----------------|-----------------------------|
|                        | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>$b=a \times 4\%$ | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>$b=a \times 4\%$ |
| 現金                     | 93            | -              | -                           | 111           | -              | -                           |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け       | -             | -              | -                           | -             | -              | -                           |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け        | -             | -              | -                           | -             | -              | -                           |
| 国際決済銀行等向け              | -             | -              | -                           | -             | -              | -                           |
| 我が国の地方公共団体向け           | 1,217         | -              | -                           | 1,143         | -              | -                           |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け      | -             | -              | -                           | -             | -              | -                           |
| 国際開発銀行向け               | -             | -              | -                           | -             | -              | -                           |
| 地方公共団体金融機構向け           | -             | -              | -                           | -             | -              | -                           |
| 我が国の政府関係機関向け           | -             | -              | -                           | -             | -              | -                           |
| 地方三公社向け                | -             | -              | -                           | -             | -              | -                           |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け    | 13,815        | 2,763          | 110                         | 14,076        | 2,815          | 112                         |
| 法人等向け                  | 486           | 441            | 17                          | 375           | 315            | 12                          |
| 中小企業等向け及び個人向け          | 96            | 54             | 2                           | 90            | 48             | 1                           |
| 抵当権付住宅ローン              | 89            | 31             | 1                           | 120           | 42             | 1                           |
| 不動産取得等事業向け             | -             | -              | -                           | -             | -              | -                           |
| 三月以上延滞等                | 12            | 0              | 0                           | 14            | 0              | 0                           |
| 取立未済手形                 | 0             | 0              | 0                           | 0             | 0              | 0                           |
| 信用保証協会等保証付             | 1,862         | 184            | 7                           | 1,642         | 161            | 6                           |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | -             | -              | -                           | -             | -              | -                           |
| 共済約款貸付                 | -             | -              | -                           | -             | -              | -                           |
| 出資等                    | 397           | 397            | 15                          | 230           | 230            | 9                           |
| (うち出資等のエクスポージャー)       | 397           | 397            | 15                          | 230           | 230            | 9                           |
| (うち重要な出資のエクスポージャー)     | -             | -              | -                           | -             | -              | -                           |

|                                                                                    |        |       |     |        |       |     |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|
| 上記以外                                                                               | 2,963  | 4,090 | 163 | 3,171  | 4,297 | 171 |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)            | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| (うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)                                          | 744    | 1,861 | 74  | 744    | 1,861 | 74  |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)                                                | 19     | 48    | 1   | 21     | 54    | 2   |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)               | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| (うち上記以外のエクスポージャー)                                                                  | 2,154  | 2,179 | 87  | 2,404  | 2,380 | 95  |
| 証券化                                                                                | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| (うちSTC要件適用分)                                                                       | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| (うち非STC適用分)                                                                        | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| 再証券化                                                                               | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                                       | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| (うちルックスルー方式)                                                                       | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| (うちマンドレート方式)                                                                       | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| (うち蓋然性方式250%)                                                                      | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| (うち蓋然性方式400%)                                                                      | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| (うちフォールバック方式)                                                                      | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| 経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額                                                         | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)                    | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計                                                               | 21,035 | 7,962 | 318 | 20,977 | 7,910 | 316 |
| CVAリスク相当額÷8%                                                                       | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| 中央清算機関関連エクスポージャー                                                                   | -      | -     | -   | -      | -     | -   |
| 合計(信用リスク・アセットの額)                                                                   | 21,035 | 7,962 | 318 | 20,977 | 7,910 | 316 |

| オペレーショナル・リスクに対する<br>所要自己資本の額<br>＜基礎的手法＞ | オペレーショナル・リスク相<br>当額を8%で除して得た額<br>a | 所要<br>自己資本額<br>b=a×4% | オペレーショナル・リスク相<br>当額を8%で除して得た額<br>a | 所要<br>自己資本額<br>b=a×4% |
|-----------------------------------------|------------------------------------|-----------------------|------------------------------------|-----------------------|
|                                         | 1,243                              | 49                    | 1,267                              | 50                    |
| 所要自己資本額計                                | リスク・アセット等(分母) 合計<br>a              | 所要<br>自己資本額<br>b=a×4% | リスク・アセット等(分母) 合計<br>a              | 所要<br>自己資本額<br>b=a×4% |
|                                         | 9,206                              | 368                   | 9,178                              | 367                   |

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適 格 格 付 機 関                      |
|----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター(R&I)              |
| 株式会社日本格付研究所(JCR)                 |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) |
| S&Pグローバル・レーティング(S&P)             |
| フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)          |

注1)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー          | 適 格 格 付 機 関                   | カントリー・リスク・スコア |
|-------------------|-------------------------------|---------------|
| 金融機関向けエクスポージャー    |                               | 日本貿易保険        |
| 法人等向けエクスポージャー(長期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |
| 法人等向けエクスポージャー(短期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |



② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

|            |                | R5年度                 |        |      |                | R6年度                 |        |      |                |
|------------|----------------|----------------------|--------|------|----------------|----------------------|--------|------|----------------|
|            |                | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 法人         | 農業             | 1,316                | 1,316  | -    | -              | 1,095                | 1,095  | -    | 3              |
|            | 林業             | -                    | -      | -    | -              | -                    | -      | -    | -              |
|            | 水産業            | -                    | -      | -    | -              | -                    | -      | -    | -              |
|            | 製造業            | -                    | -      | -    | -              | -                    | -      | -    | -              |
|            | 鉱業             | -                    | -      | -    | -              | -                    | -      | -    | -              |
|            | 建設・不動産業        | -                    | -      | -    | -              | -                    | -      | -    | -              |
|            | 電気・ガス・熱供給・水道業  | -                    | -      | -    | -              | -                    | -      | -    | -              |
|            | 運輸・通信業         | -                    | -      | -    | -              | -                    | -      | -    | -              |
|            | 金融・保険業         | 13,767               | -      | -    | -              | 14,030               | -      | -    | -              |
|            | 卸売・小売・飲食・サービス業 | -                    | -      | -    | -              | -                    | -      | -    | -              |
|            | 日本国政府・地方公共団体   | 1,217                | 1,217  | -    | -              | 1,143                | 1,143  | -    | -              |
|            | 上記以外           | 1,221                | 79     | -    | -              | 1,048                | 73     | -    | -              |
|            | 個人             | 1,366                | 1,366  | -    | 12             | 1,314                | 1,314  | -    | 11             |
|            | その他            | 2,146                | 45     | -    | -              | 2,346                | 45     | -    | -              |
| 業種別残高計     |                | 21,035               | 4,024  | -    | 12             | 20,977               | 3,671  | -    | 14             |
| 1年以下       |                | 14,137               | 369    | -    | -              | 14,300               | 270    | -    | -              |
| 1年超3年以下    |                | 253                  | 253    | -    | -              | 212                  | 212    | -    | -              |
| 3年超5年以下    |                | 334                  | 334    | -    | -              | 305                  | 305    | -    | -              |
| 5年超7年以下    |                | 442                  | 442    | -    | -              | 429                  | 429    | -    | -              |
| 7年超10年以下   |                | 819                  | 819    | -    | -              | 711                  | 711    | -    | -              |
| 10年超       |                | 1,624                | 1,624  | -    | -              | 1,447                | 1,447  | -    | -              |
| 期限の定めのないもの |                | 3,423                | 179    | -    | -              | 3,571                | 294    | -    | -              |
| 残存期間別残高計   |                | 21,035               | 4,024  | -    | -              | 20,977               | 3,671  | -    | -              |
| 信用リスク期末残高  |                | 21,035               | 4,024  | -    | -              | 20,977               | 3,671  | -    | -              |
| 信用リスク平均残高  |                | 17,467               | 4,079  | -    | -              | 17,540               | 4,002  | -    | -              |

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

|         | R5年度 |       |       |     |     |      | R6年度 |       |       |     |     |      |
|---------|------|-------|-------|-----|-----|------|------|-------|-------|-----|-----|------|
|         | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 増減額 | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 増減額 | 期末残高 |
|         |      |       | 目的使用  | その他 |     |      |      |       | 目的使用  | その他 |     |      |
| 一般貸倒引当金 | 14   | 14    |       | 14  |     | 14   | 14   | 5     |       | 14  | 9   | 5    |
| 個別貸倒引当金 | 11   | 12    |       | 11  | 1   | 12   | 12   | 14    |       | 12  | 2   | 14   |

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

|      |                | R5年度 |       |       |     |      |       | R6年度 |       |       |     |      |       |
|------|----------------|------|-------|-------|-----|------|-------|------|-------|-------|-----|------|-------|
|      |                | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 期末残高 | 貸出金償却 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 期末残高 | 貸出金償却 |
|      |                |      |       | 目的使用  | その他 |      |       |      |       | 目的使用  | その他 |      |       |
| 法人   | 農業             |      |       |       |     |      |       |      | 3     |       |     | 3    |       |
|      | 林業             |      |       |       |     |      |       |      |       |       |     |      |       |
|      | 水産業            |      |       |       |     |      |       |      |       |       |     |      |       |
|      | 製造業            |      |       |       |     |      |       |      |       |       |     |      |       |
|      | 鉱業             |      |       |       |     |      |       |      |       |       |     |      |       |
|      | 建設・不動産業        |      |       |       |     |      |       |      |       |       |     |      |       |
|      | 電気・ガス・熱供給・水道業  |      |       |       |     |      |       |      |       |       |     |      |       |
|      | 運輸・通信業         |      |       |       |     |      |       |      |       |       |     |      |       |
|      | 金融・保険業         |      |       |       |     |      |       |      |       |       |     |      |       |
|      | 卸売・小売・飲食・サービス業 |      |       |       |     |      |       |      |       |       |     |      |       |
|      | 上記以外           |      |       |       |     |      |       |      |       |       |     |      |       |
|      | 個人             | 11   | 12    |       | 11  | 12   |       | 12   | 11    |       | 12  | 11   |       |
| 業種別計 |                | 11   | 12    |       | 11  | 12   |       | 12   | 14    |       | 12  | 14   |       |

注1) 国外のエクスポートは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

|                                                            |              | R5年度   | R6年度   |
|------------------------------------------------------------|--------------|--------|--------|
| 信用<br>リス<br>ク<br>削<br>減<br>効<br>果<br>勘<br>案<br>後<br>残<br>高 | リスク・ウェイト0%   | 1,407  | 1,373  |
|                                                            | リスク・ウェイト2%   |        |        |
|                                                            | リスク・ウェイト4%   |        |        |
|                                                            | リスク・ウェイト10%  | 1,846  | 1,616  |
|                                                            | リスク・ウェイト20%  | 13,818 | 14,079 |
|                                                            | リスク・ウェイト35%  | 89     | 120    |
|                                                            | リスク・ウェイト50%  | 31     | 52     |
|                                                            | リスク・ウェイト75%  | 59     | 46     |
|                                                            | リスク・ウェイト100% | 3,017  | 2,919  |
|                                                            | リスク・ウェイト150% |        | 3      |
|                                                            | リスク・ウェイト250% | 764    | 766    |
|                                                            | その他          |        |        |
| リスク・ウェイト 1250%                                             |              |        |        |
| 自己資本控除額                                                    |              |        |        |
| 合 計                                                        |              | 21,035 | 20,977 |

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

|                             | R5年度         |    | R6年度         |    |
|-----------------------------|--------------|----|--------------|----|
|                             | 適格金融<br>資産担保 | 保証 | 適格金融<br>資産担保 | 保証 |
| 地方公共団体金融機<br>構向け            |              |    |              |    |
| 我が国の政府関係機<br>関向け            |              |    |              |    |
| 地方三公社向け                     |              |    |              |    |
| 金融機関及び第一<br>種金融商品取引<br>業者向け |              |    |              |    |
| 法人等向け                       | 45           |    | 28           |    |
| 中小企業等向け及<br>び個人向け           | 0            | 20 | 0            | 28 |
| 抵当権付住宅<br>ローン               |              |    |              |    |
| 不動産取得等事<br>業向け              |              |    |              |    |
| 三月以上延滞等                     |              |    |              |    |
| 証券化                         |              |    |              |    |
| 中央清算機関関<br>連                |              |    |              |    |
| 上記以外                        | 7            | 1  | 5            | 14 |
| 合 計                         | 53           | 21 | 34           | 43 |

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、

- ①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。



② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価  
(単位:百万円)

|     | R5年度         |       | R6年度         |       |
|-----|--------------|-------|--------------|-------|
|     | 貸借対照表<br>計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表<br>計上額 | 時価評価額 |
| 上場  | -            | -     | -            | -     |
| 非上場 | 1,141        | 1,141 | 975          | 975   |
| 合計  | 1,141        | 1,141 | 975          | 975   |

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益  
(単位:百万円)

| R5年度 |     |     | R6年度 |     |     |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 売却益  | 売却損 | 償却額 | 売却益  | 売却損 | 償却額 |
| -    | -   | -   | -    | -   | -   |

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額  
(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

| R5年度 |     | R6年度 |     |
|------|-----|------|-----|
| 評価益  | 評価損 | 評価益  | 評価損 |
| -    | -   | -    | -   |

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

| R5年度 |     | R6年度 |     |
|------|-----|------|-----|
| 評価益  | 評価損 | 評価益  | 評価損 |
| -    | -   | -    | -   |

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

|                               | R5年度 | R6年度 |
|-------------------------------|------|------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー         | -    | -    |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー          | -    | -    |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー      | -    | -    |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー      | -    | -    |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー | -    | -    |

## 9. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量( $\angle$ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\angle$ EVEおよび $\angle$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

$\angle$ EVEの前事業年度末からの変動要因は、貸出金(長期の固定金利の貸出金)の減少によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

#### ◇ $\angle$ EVEおよび $\angle$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\angle$ EVEおよび $\angle$ NIIと大きく異なる点

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量}(\Delta)$$

## ② 金利リスクに関する事項

(単位: 百万円)

| IRRBB1: 金利リスク |           |       |     |       |     |
|---------------|-----------|-------|-----|-------|-----|
| 項番            |           | △EVE  |     | △NII  |     |
|               |           | 当期末   | 前期末 | 当期末   | 前期末 |
| 1             | 上方パラレルシフト | 58    | 60  | 60    | 56  |
| 2             | 下方パラレルシフト | -     | -   | -     | -   |
| 3             | スティープ化    | 24    | 57  |       |     |
| 4             | フラット化     | 0     | -   |       |     |
| 5             | 短期金利上昇    | -     | 12  |       |     |
| 6             | 短期金利低下    | 4     | 23  |       |     |
| 7             | 最大値       | 58    | 60  | 60    | 56  |
|               |           | 当期末   |     | 前期末   |     |
| 8             | 自己資本の額    | 1,631 |     | 1,616 |     |

○ 必要に応じて、用語説明として、以下の内容を記載することが考えられる。

(例)

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## VI. 役員等の報酬体系（任意・努力義務）

### 1. 役員

#### （1）対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

#### （2）役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：百万円）

|                 | 支給総額(注2) |       |
|-----------------|----------|-------|
|                 | 基本報酬     | 退職慰労金 |
| 対象役員(注1)に対する報酬等 | 23       | 3     |

（注1）対象役員は、理事10名、監事3名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

#### （3）対象役員の報酬等の決定等について

##### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員10人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 2. 職員等

#### （1）対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって常道役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

（注1）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2）「同等額」は、令和6年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3）令和6年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

### 3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

## VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年2月1日から令和7年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年5月27日  
上川中央農業協同組合  
代表理事組合長 大村 正利

## VIII. 沿革・歩み

本組合は、愛別村農業協同組合(昭和23年3月20日設立)と上川村農業協同組合(昭和23年4月8日設立)が母体となっております。近年の農協法改正等により、近隣のみならず広域合併が全国的に進められてきており、両農協も組合員・組合を守るためには避けて通れないものとなりました。

平成17年度には当麻・比布・東川との5JA合併検討委員会を発足しましたが、基本となる方針等の合意が得られず、平成18年4月に2JAによる合併検討委員会を発足することとなりました。

翌年には合併推進委員会、同年10月に設立委員会を発足し、新JA設立に向け協議を繰り返して参りました。

このことにより、愛別・上川両JAは平成20年1月31日をもって解散することとなり、60年にもおよぶ歴史に幕を下ろし、平成20年2月1日新生『上川中央農業協同組合』が誕生・発足しました。

|         |      |                            |
|---------|------|----------------------------|
| 昭和 23 年 | 3 月  | 愛別村農業協同組合設立                |
|         | 4 月  | 上川村農業協同組合設立                |
| 平成 17 年 | 4 月  | 上川中央部5JA合併検討委員会            |
| 平成 18 年 | 4 月  | 2JA合併検討委員会発足               |
| 平成 19 年 | 4 月  | 2JA合併推進委員会発足               |
|         | 10 月 | 2JA臨時総会(合併承認)              |
|         |      | 上川中央農業協同組合設立委員会発足          |
| 平成 20 年 | 1 月  | 愛別町農業協同組合解散                |
|         |      | 上川町農業協同組合解散                |
|         | 2 月  | 上川中央農業協同組合設立               |
| 平成 21 年 | 3 月  | 第1回通常総会開催(第2期役員改選)         |
| 平成 22 年 | 4 月  | 第2回通常総会開催(第1次中期経営3ヵ年計画樹立)  |
| 平成 23 年 | 4 月  | 第3回通常総会開催                  |
|         | 6 月  | 第1回臨時総会開催                  |
| 平成 24 年 | 4 月  | 第4回通常総会開催(第3期役員改選)         |
| 平成 25 年 | 4 月  | 第5回通常総会開催(第2次中期経営3ヵ年計画樹立)  |
| 平成 26 年 | 4 月  | 第6回通常総会開催                  |
| 平成 27 年 | 4 月  | 第7回通常総会開催(第4期役員改選)         |
| 平成 28 年 | 3 月  | 第8回通常総会開催(第3次中期経営3ヵ年計画樹立)  |
| 平成 29 年 | 4 月  | 第9回通常総会開催                  |
| 平成 30 年 | 4 月  | 第10回通常総会開催(第5期役員改選)        |
| 平成 31 年 | 4 月  | 第11回通常総会開催(第4次中期経営3ヵ年計画樹立) |
| 令和 2 年  | 4 月  | 第12回通常総会開催                 |
|         | 6 月  | 第1回臨時総会開催                  |
| 令和 3 年  | 4 月  | 第13回通常総会開催(第6期役員改選)        |
| 令和 4 年  | 4 月  | 第14回通常総会開催(第5次中期経営3ヵ年計画樹立) |
| 令和 5 年  | 4 月  | 第15回通常総会開催                 |
| 令和 6 年  | 4 月  | 第16回通常総会開催(第7期役員改選)        |
| 令和 7 年  | 4 月  | 第17回通常総会開催(第6次中期経営3ヵ年計画樹立) |

## 2. トピックス(R6年度)

### 【2月】

- 8 第2回役員推薦会議
- 22 第1回農家経済対策委員会
- 27 自己査定結果監事会・内部監査室報告  
第1回定例理事会  
第3回役員推薦会議
- 28 JA女性部上川支部定期総会

### 【3月】

- 4 決算監事監査 ～8(5日間)  
令和6年度役員報酬審議会  
JA青年部定期総会
- 8 第1回監事会
- 12 第2回農家経済対策委員会  
第1回合同委員会(総務金融・営農経済)
- 15 第2回定例理事会
- 19 JA女性部愛別支部定期総会
- 21 地区別懇談会 ～27(11地区)

### 【4月】

- 5 第16回通常総会  
第2回監事会  
第1回臨時理事会  
第1回農家経済対策委員会
- 22 内部監査(営農部振興) ～23(2日間)
- 26 第3回定例理事会

### 【5月】

- 1 第3回農家経済対策委員会
- 23 第1回総務・金融委員会
- 27 第3回監事会  
第4回定例理事会  
内部監査(支所金融)
- 28 内部監査(総務部)

### 【6月】

- 11 第1四半期監事監査 ～12(2日間)
- 12 第4回監事会
- 24 第5回定例理事会
- 27 内部監査(営農部販売) ～28(2日間)

### 【7月】

- 17 第1回営農経済専門委員会
- 22 内部監査(金融部) ～23(2日間)
- 29 第4回農家経済対策委員会  
第5回監事会  
第6回定例理事会
- 31 第2四半期棚卸実査

### 【8月】

- 24 第52回上川地区組合員大感謝祭
- 26 第1回企画会議  
内部監査(購買部) ～27(2日間)
- 27 第7回定例理事会
- 30 第13回愛別地区組合員大感謝祭

### 【9月】

- 2 第2回営農経済専門委員会
- 4 第2四半期監事監査 ～6(3日間)
- 6 第6回監事会
- 24 第8回定例理事会

### 【10月】

- 24 第7回監事会  
第9回定例理事会
- 31 第3四半期棚卸実査

### 【11月】

- 6 JA北海道中央会経営監査
- 19 第2回企画会議
- 20 役員道内視察研修 ～21(2日間)  
第31回JA北海道大会
- 21 内部監査(金融部) ～22(2日間)
- 22 第3回営農経済専門委員会  
第1回資産評価委員会  
第10回定例理事会  
役職員コンプライアンス研修会
- 26 内部監査(購買部) ～27(2日間)

### 【12月】

- 16 第3四半期監事監査 ～19(4日間)  
第5回農家経済対策委員会
- 19 第8回監事会
- 24 第11回定例理事会

### 【1月】

- 8 第4回営農経済専門委員会
- 20 内部監査無通告監査 ～21(2日間)
- 23 内部監査(総務部)
- 30 第12回定例理事会
- 31 決算棚卸実査



## IX. ディスクローチャー誌の記載項目について

このディスクローチャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。  
なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

### <組合単体 農業協同組合法施行規則第204条関係>

| 開示項目                                 | 記載項目        |
|--------------------------------------|-------------|
| ●概況及び組織に関する事項                        |             |
| ○業務の運営の組織                            | I-3①        |
| ○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名               | I-3⑤        |
| ○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称         | I-3⑥        |
| ○事務所の名称及び所在地                         | I-3⑦        |
| ○特定信用事業代理業者に関する事項                    | I-3⑧        |
| ●主要な業務の内容                            |             |
| ○主要な業務の内容                            | I-2         |
| ●主要な業務に関する事項                         |             |
| ○直近の事業年度における事業の概況                    | II-1        |
| ○直近の5事業年度における主要な業務の状況                | II-2        |
| ・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)            |             |
| ・経常利益又は経常損失                          |             |
| ・当期剰余金又は当期損失金                        |             |
| ・出資金及び出資口数                           |             |
| ・純資産額                                |             |
| ・総資産額                                |             |
| ・貯金等残高                               |             |
| ・貸出金残高                               |             |
| ・有価証券残高                              |             |
| ・単体自己資本比率                            |             |
| ・剰余金の配当の金額                           |             |
| ・職員数                                 |             |
| ○直近の2事業年度における事業の状況                   | III-2,3,4,6 |
| ◇主要な業務の状況を示す指標                       |             |
| ・事業粗利益及び事業粗利益率                       |             |
| ・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支             |             |
| ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや  |             |
| ・受取利息及び支払利息の増減                       |             |
| ・総資産経常利益率及び資本経常利益率                   |             |
| ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率                 |             |
| ◇貯金に関する指標                            |             |
| ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高        |             |
| ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 |             |
| ◇貸出金等に関する指標                          |             |
| ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高           |             |
| ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高              |             |

| 開示項目                                                                      | 記載項目  |
|---------------------------------------------------------------------------|-------|
| ・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額 |       |
| ・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高                                             |       |
| ・主要な農業関係の貸出実績                                                             |       |
| ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合                                          |       |
| ・貯貸率の期末値及び期中平均値                                                           |       |
| ◇有価証券に関する指標                                                               |       |
| ・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高                   |       |
| ・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高    |       |
| ・有価証券の種類別の平均残高                                                            |       |
| ・貯貸率の期末値及び期中平均値                                                           |       |
| ●業務の運営に関する事項                                                              |       |
| ○リスク管理の体制                                                                 | I-5   |
| ○法令遵守の体制                                                                  | I-5   |
| ○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況                                              | I-4   |
| ○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容                                                        | I-5   |
| ●組合の直近の2事業年度における財産の状況                                                     |       |
| ○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書                                          | II-3  |
| ○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額                                                   | III-5 |
| ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権                                                        |       |
| ・危険債権                                                                     |       |
| ・三月以上延滞債権                                                                 |       |
| ・貸出条件緩和債権                                                                 |       |
| ・正常債権                                                                     |       |
| ○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額    | 該当なし  |
| ○自己資本の充実の状況                                                               | V     |
| ○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益                                           | III-7 |
| ・有価証券                                                                     |       |
| ・金銭の信託                                                                    |       |
| ・デリバティブ取引                                                                 |       |
| ・金融等デリバティブ取引                                                              |       |
| ・有価証券店頭デリバティブ取引                                                           |       |
| ○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額                                                       | III-8 |
| ○貸出金償却の額                                                                  | III-9 |
| ○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨                          | I-3⑥  |

### <連結(組合及び子会社等) 農業協同組合法施行規則第205条関係>

| 開示項目                                                      | 記載項目    |
|-----------------------------------------------------------|---------|
| ●組合及びその子会社等の概況                                            |         |
| ○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成                               | VI-1(1) |
| ○組合の子会社等に関する事項                                            | VI-1(2) |
| ・名称                                                       |         |
| ・主たる営業所又は事務所の所在地                                          |         |
| ・資本金又は出資金                                                 |         |
| ・事業の内容                                                    |         |
| ・設立年月日                                                    |         |
| ・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合                   |         |
| ・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 |         |
| ●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの                                |         |
| ○直近の事業年度における事業の概況                                         | VI-2    |

| 開示項目                                        | 記載項目 |
|---------------------------------------------|------|
| ○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況                     | VI-5 |
| ・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)                   |      |
| ・経常利益又は経常損失                                 |      |
| ・当期利益又は当期損失                                 |      |
| ・純資産額                                       |      |
| ・総資産額                                       |      |
| ・連結自己資本比率                                   |      |
| ●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの               |      |
| ○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書                        | VI-3 |
| ○債権等のうち次に掲げるものの額およびその合計額                    | VI-4 |
| ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権                          |      |
| ・危険債権                                       |      |
| ・三月以上延滞債権                                   |      |
| ・貸出条件緩和債権                                   |      |
| ・正常債権                                       |      |
| ○自己資本の充実の状況                                 | VI-7 |
| ○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの | VI-6 |

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

| ●開示項目                                         | 記載項目       |
|-----------------------------------------------|------------|
| ○ 自己資本の構成に関する開示事項                             | V-1        |
| ○ 定性的開示事項                                     |            |
| ・自己資本調達手段の概要                                  | I-6②       |
| ・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要                       | I-6②       |
| ・信用リスクに関する事項                                  | I-5①, V-3① |
| ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要                 | V-4①       |
| ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | V-5        |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項                            | V-6        |
| ・オペレーショナル・リスクに関する事項                           | I-5④       |
| ・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要       | V-7①       |
| ・金利リスクに関する事項                                  | V-8①       |
| ○ 定量的開示事項                                     |            |
| ・自己資本の充実度に関する事項                               | V-2        |
| ・信用リスクに関する事項                                  | V-3②~⑤     |
| ・信用リスク削減手法に関する事項                              | V-4②       |
| ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項              | V-5        |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項                            | V-6        |
| ・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項                    | V-7②~⑤     |
| ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額        | V-8        |
| ・金利リスクに関する事項                                  | V-9        |

<連結(組合及び子会社等) 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

| ●開示項目                                                             | ページ        |
|-------------------------------------------------------------------|------------|
| ○ 自己資本の構成に関する開示事項                                                 | VI-7(1)    |
| ○ 定性的開示事項                                                         |            |
| ・連結の範囲に関する事項                                                      | VI-1,2     |
| ・自己資本調達手段の概要                                                      | VI-7       |
| ・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要                                       | VI-7       |
| ・信用リスクに関する事項                                                      | VI-7(3)①   |
| ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要                                     | VI-7(4)①   |
| ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要                     | VI-7(5)    |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項                                                | VI-7(6)    |
| ・オペレーショナル・リスクに関する事項                                               | VI-7(7)    |
| ・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要                           | VI-7(8)①   |
| ・金利リスクに関する事項                                                      | VI-7(9)①   |
| ○ 定量的開示事項                                                         |            |
| ・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 | VI-7(1)    |
| ・自己資本の充実度に関する事項                                                   | VI-7(2)    |
| ・信用リスクに関する事項                                                      | VI-7(3)②~⑤ |
| ・信用リスク削減手法に関する事項                                                  | VI-7(4)②   |
| ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項                                  | VI-7(5)    |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項                                                | VI-7(6)    |
| ・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項                                        | VI-7(8)②~⑤ |
| ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額                            | VI-7(9)    |
| ・金利リスクに関する事項                                                      | VI-7(10)②  |